

令和3年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年9月7日(火)

議事日程(第2号)

令和3年9月7日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

14番	川又照雄	議長	5番	藤田謙二	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	11番	高星勝幸	議員
12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	石川八千代	教育長
加瀬智明	政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	綿引誠二	総務部長
岡部光洋	企画部長	磯野初郎	市民生活部長
柴田道彰	保健福祉部長	根本勝則	農政部長
中野亘	商工観光部長	古内宏	建設部長
柴田雅美	会計管理者	畠山卓也	上下水道部長
大関正幸	消防長	武藤範幸	教育部長
榊一行	農業委員会事務局長	岡田和也	秘書課長
高木道安	総務課長	江幡治	監査委員

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
------	------	------	---------

午前 10 時開議

○川又照雄議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第 1 一般質問

○川又照雄議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5 番藤田謙二議員の発言を許します。5 番藤田謙二議員。

〔5 番 藤田謙二議員 登壇〕

○5 番（藤田謙二議員） おはようございます。5 番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、現在、茨城県におきましても、今週末の 12 日まで国の緊急事態宣言が発令されており、市内においても毎週のように感染者が発生するなど、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか図れない中、ワクチン接種をはじめ感染された方々への対応など、医療従事者や関連のお仕事をされている皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。ワクチン接種の有効性がとても高いと期待されている中、一日も早く希望する市民全員への接種が終了し、新しい生活スタイルの下での日常を取り戻せることを切に願っています。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連に従事する皆様には、健康に十分留意の上、ご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。質問に入ります。

まず、大項目 1，地域振興の推進についてであります。

我が国では、人口減少問題が大きな課題となっており、本市においても生産年齢人口減少等により市税収入の伸びがなかなか見込めない状況下にあります。

さらに、昨年度からは普通交付税の合併算定替による加算措置の終了に加え、今年 4 月に施行された「新過疎法」では金砂郷地区が過疎地域から除外となるなど、今後 6 年間の経過措置期間があるものの、ますます厳しい財政状況へと移行していくことが予想されるわけであります。

そのような中、自主財源確保の一つとして考えられるのがふるさと納税制度であります。本市も平成 27 年 4 月から、ふるさと寄附をしてくれた方へ市特産認証品を中心に謝礼品の送付を開始し、事実上ふるさと納税制度に正式参入したことで、平成 26 年度は 34 件、約 287 万円だ

った寄附額が、平成27年度には1,467件、約4,471万円と驚異的な伸びを示すなど、成果を上げてきたところであります。

その後、平成28年、29年と減少傾向に転じてしまい、平成30年12月議会において、今回同様、一般質問で減少傾向になった考察について伺ったところ、自治体間の返礼品競争が激化し、当時は金額的に率の高い返礼品を扱う自治体もあったため、そういったお徳感のある自治体や、ふるさと納税をする方にとって魅力的に感じられる返礼品を取りそろえている自治体へ寄附をするケースが増えていることが考えられるとの答弁でした。

資産性の高い返礼品については、令和元年6月に施行された新たなふるさと納税制度により、寄附額の3割以下の地場産品といった基準へと厳格化されたことは周知のとおりであり、それまで総務省の指示を厳守していた本市のような自治体が不利になるような状況が解消されたわけがあります。

制度が開始された平成20年度はふるさと納税の寄附総額が約81億円、件数も約5万件程度だったものが、令和元年度には約4,875億円、件数も2,334万件に、そして、令和2年度は過去最高を記録し、前年を4割も上回る、約6,725億円、件数も1.5倍の約3,489万件と急増しています。

この制度の本来の考え方としては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度として、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものでありますが、近年は、寄附したことへのお礼としての返礼品にこれまで以上の注目が集まり、寄附される方が増加している傾向となっています。

特に、昨年の全国での寄附総額の大幅な増加の背景には、コロナ禍の巣籠もり消費が大きく影響していると分析されており、旅行や帰省ができない分、地域の特産品が人気となったのではと考えられています。現に、ふるさと納税サイト運営さとふるによりますと、初めて緊急事態宣言が出た令和2年4月のサイトの利用金額は、前年同月の1.8倍になったということで、自宅で過ごす時間が増えたことによる効果との見方をしています。

そのような中、(1)ふるさと常陸太田寄附について、①として、直近3か年の寄附額と返礼品数の推移についてお伺いいたします。

また、寄附は自治体の財源になる反面、他の自治体に寄附する納税者が多い場合は財源が減ってしまう現象が発生します。総務省の集計によりますと、税額控除額の影響が大きい自治体の上位として、横浜市が176億円、名古屋市が106億円、大阪市が91億円となっているようがあります。

平成30年12月議会の質問の際にも、ポータルサイトの運営費用も含めた本市のふるさと納税の運営状況についてお伺いしており、平成29年度は、寄附総額が約2,525万円で、返礼品の調達費用や広告並びにポータルサイト運営などの諸経費が約1,372万円。本市住民が他自治体に寄附したことによる住民税控除額が約1,306万円で、収支としては、約153万円のマイナスということでありました。ただ、減収額の75%については国が補う仕組みとなっているとの旨答弁をいただいておりますが、当時より利用できるポータルサイトも増えているように見受

けられる中、②として、直近3か年のサイト運営などの諸経費や住民税の控除額も含めた運営状況の推移についてお伺いいたします。

そして、返礼品掲載数ナンバーワンであるふるさと納税の比較サイトふるさと納税ガイドによりますと、制度がスタートしてからの14年間の歴史を政令指定都市にふるさと納税が集中した平成20年から22年を黎明期、義援金としての納税や魅力的な返礼品の増えた平成23年から26年を成長期、返礼品競争が過熱し、ブームが到来した平成27年から令和元年を発展期と分類し、令和2年以降はふるさと納税することがもはや定番になりつつあり、さらに多くの人にこの魅力は広まっている。ふるさと納税の返礼品に関するルールが厳格化されたものの、消費者にとって大変お得な制度であることは多くの人に認知されており、もはや、ふるさと納税を誰もが当たり前に行う時代になったと評しています。

そのような中、③として、本市の現状をどのように分析しているのか、また、今後の取組については、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

次に、大項目2、安全安心なまちづくりについてであります。

高齢社会の進行とともに、高齢者が第1当事者となっている交通事故が増加傾向にあると言われております。第1当事者とは、当事者のうち最も過失が高い、いわゆる加害者に当たるものであります。

警察庁の運転免許統計によりますと、令和2年の年末時点での運転免許の保有者の総数は8,198万9,887人で、このうち65歳以上の高齢者の保有者数は1,907万8,120人で、運転免許保有者全体の23.3%を占めており、約4人に1人が高齢者であることが分かります。表現を変えれば、道路を走る自動車が4台あれば、そのうち1台は高齢者が運転している割合とも言えるわけであります。

また、総務省の人口統計によりますと、令和2年12月1日時点での65歳以上の高齢者の人口は3,621万8,000人でありますので、高齢者の半数以上が運転免許を保有している計算になります。

一方、茨城県交通総務課によりますと、令和2年12月31日時点における本市の免許人口は3万6,641人で、うち33.9%に当たる1万2,415人が高齢者で、運転免許保有者のうち実に約3人に1人が高齢者と、全国平均より高い割合になっており、同年3月31日時点での車両保有台数は軽自動車を含む4輪車が4万7,827台、二輪車が3,578台となっています。

また、高齢者が第1当事者である交通事故の人的要因は8割以上が発見の遅れによるもので、次いで判断の誤りや操作上の誤り等となっており、高齢者が事故を起こしてしまうほとんどが相手の発見の遅れが原因になっているとのことであります。

そのような状況の下、今年に入って市内の交通事故による死亡者数が、何と県内ワースト1位になってしまっていると伺いました。これまではどちらかという、死亡事故が県内でも少ない地域との印象が強かっただけに、正直驚きとともに衝撃を受けた思いであります。

そこで①として、市内における高齢者の割合も含めた人身、物件等、交通事故の発生状況及び対策について、どのように対応されているのかお伺いいたします。

また、平成28年10月1日以降に運転免許を自主返納された方を対象に、返納後のお出かけサポートとして、路線バスICカードやタクシー利用券を年間1万円分、最大3年間支援する事業を展開しているわけですが、②として、運転免許証自主返納状況及び支援事業の申請状況についてお伺いいたします。

また、交通事故を起こしてしまった際には、同時に交通違反を犯しているケースが少なくないということで、警察庁の統計によりますと、高齢者が第1当事者の交通事故における違反理由として多いのが、安全不確認や交差点安全進行、そして前方不注意に次いで、ハンドルやブレーキの操作不適が挙げられています。

そこで本市では、令和元年10月1日から75歳以上のドライバーを対象に急発進制御装置の購入設置補助事業を実施しておりますが、③として、高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の申請状況についてお伺いいたします。

次に、今年6月に千葉県八街市で下校中の小学生5人が飲酒運転の大型トラックにはねられ死傷する事故が発生したことを受け、文部科学省から全国の教育委員会などに通学路の合同点検が要請され、県教育委員会においても、市町村の教育委員会に対し、毎年の合同点検に加え、危険箇所指定していなかった通学路も含め、9月末までに再点検を実施し、対策案をまとめるよう求めているとの報道がなされました。

本市においては、8月20日の全員協議会において、平成25年度から通学路安全対策連絡協議会を設置し、毎年各幼稚園、小中学校から提出された改善要望に基づき、現地確認と対応等の協議を進め危険箇所の改善に努めている旨、資料を基に説明いただき、今年度も新規及び継続要望箇所についてすぐに対応が可能な箇所と検討・調整が必要な箇所に分類するとともに、要望内容を元に整理するなど、通学路のハード面に関する安全対策についてはしっかりと対応されている状況を理解することができました。

そこで、事故防止に向けては横断歩道の設置や歩道及び道路の拡幅、グリーンベルト設置等のハード面の対策はもちろんのこと、児童への安全指導や立哨の強化などソフト面の対策も重要であると思われませんが、④として、児童生徒への安全指導及び地域の安全ボランティアや保護者による立哨など、ソフト面の対策と現況についてお伺いいたします。

以上、2項目7件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 ふるさと常陸太田寄附について3点のご質問にお答えいたします。

初めに、直近3か年の寄附額と返礼品数の推移について申し上げます。平成30年度におきましては、寄附額は2,460万5,000円、返礼品数は115品目。令和元年度におきましては、寄附額は令和元年東日本台風による災害支援分の1,458万5,440円を含めまして、総額で3,738万1,440円、返礼品数は120品目でございます。令和2年度におきましては、寄附額は2,668万2,700円、返礼品数が121品目となっております。

続きまして、直近3か年のサイト運営などの諸経費や住民税の控除額も含めた運営状況の推移

についてお答えいたします。平成30年度におきましては、サイト運営などの諸経費は1,294万8,475円。本市住民が他自治体へ寄附をしたことによる住民税控除額は1,879万7,175円となっておりまして、当該年度は2,460万5,000円の寄附額でございましたので、差引しますと、その収支はマイナス714万650円となっております。令和元年度におきましては、諸経費は1,042万8,573円、住民税控除額は2,237万9,339円となっておりまして、当該年度は3,738万1,440円の寄附額でございましたので、差引収支額はプラスで457万3,528円となっております。令和2年度におきましては、諸経費は1,282万4,037円、住民税控除額は2,925万5,072円となっておりまして、当該年度は2,668万2,700円の寄附額でございましたので、差引収支額はマイナスで1,539万6,409円となっております。

最後に、本市の現状分析と今後の取組についてお答えいたします。

ふるさと納税の全国的な傾向を見ますと、議員ご発言のとおり、寄附者にとって魅力的な返礼品がある自治体へ寄附が多く集まっている状況でございます。本市におきましても認証特産品などの返礼品を多数取りそろえてございますが、全国的に寄附額が増加傾向にある中、本市への寄附額は令和元年度を除き、近年は横ばい状態でございます。

一方で、本市住民の他自治体への寄附の増加に伴いまして、本市住民税の控除額は増加傾向にあり、住民税減収分のうち75%は普通地方交付税算定において基準財政収入額に算入されまして、議員ご発言のとおり、交付税措置がされておりますが、このままの状態が続きますと、将来的には交付税措置がされても赤字になる可能性がございます。

このような状況を踏まえまして、本市においても魅力ある返礼品の充実が急務であると考えておりまして、現在、常陸太田チーズ工房のチーズを返礼品に加えるため、関係課及び事業者と調整をしているところでございます。チーズ以外にも返礼品に加えることができる地場産品を掘り起こし、事業者と随時調整を図ってまいります。

さらに、リピーターの確保にも努めてまいりたいと考えておりまして、これまでに本市にご寄附いただきました方々へのアフターフォローを行うこととしております。具体的には、前回の寄附から一定期間を経過した方々へ本市に関するその時々々の近況報告等を書面でお送りをしていただき、本市を思い出していただき、継続して本市とのつながりを持ち続けられるよう取り組んでまいります。第1回目といたしまして本年8月に約460名を対象として実施したところでございますが、今後もこのような取組を継続してまいりたいと考えております。

本市では、ふるさと納税につきましては、これまであまり前向きな取り組みは行っておりませんでした。集まった寄附金で様々な事業展開をしている自治体も多く出てきていることから、国が定める運用基準を遵守しつつ、その基準の中で最大限努力をし、知恵を出し、返礼品などの充実を図りながら、本市を寄附先に選んでいただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 市民生活部長。

〔磯野初郎市民生活部長 登壇〕

○磯野初郎市民生活部長 大項目2、安全安心なまちづくりについてのご質問のうち、2つのご

質問にお答えいたします。

1つ目の市内における高齢者の割合も含めた人身、物件等交通事故の発生状況及び対策についてでございますが、昨年の交通事故の発生状況につきましては、人身事故が42件発生し、死者1名、負傷者54名となっており、高齢者の割合は人身事故が9件で21.4%、死者が1人で100%、負傷者が13人で24.1%でございます。

物件事故は735件発生し、高齢者の割合は335件で45.6%となっております。

本年の状況でございますが、7月末現在で人身事故が32件発生し、死者が4人、負傷者37人となっており、高齢者の割合は人身事故が13件で40.6%、死者が4人で100%、負傷者が11人で29.7%となっており、物件事故は379件発生し、高齢者の割合は160件で42.2%となっております。昨年と比べてみると増加傾向にあるものと思われま

す。交通事故の対策につきましては、本年4件の交通死亡事故が発生しましたことから、6月14日に太田警察署や道路管理者等による交通死亡事故抑止緊急対策会議を開催し、道路管理者からは、事故発生箇所について、必要に応じ注意喚起のための路面標示や道路照明を年度内に整備できるように進めるほか、市や関係団体におきましては、交通死亡事故等再発防止の啓発活動の推進を行うことといたしました。

その他、1月には月内に夕方や夜間において2人の交通死亡事故が連続して発生しましたことから、太田警察署をはじめ関係団体と連携し、反射材つきマスクを1,000枚用意し、駐在所の所員や民生委員の方などが高齢者宅を訪問し、マスクやチラシを配布し、反射材着用の啓発を行ってございます。

また、4人目の交通死亡事故死者が発生しました6月4日から4回にわたる防災行政無線による注意喚起の緊急放送のほか、広報誌や道の駅ひたちおおたに設置されております大型看板を活用した啓発を実施したところでございます。

今後も交通事故の減少を図るため、本年度策定いたしました第11次常陸太田市交通安全計画に基づく各種施策を推進するとともに、関係機関や関係団体等と連携した交通事故の減、道路の危険箇所の解消をはじめ、交通ルールの遵守、交通マナーの向上及び反射材着用などの啓発活動を推進してまいります。

次に、3つ目の高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金についてでございますが、当補助金の申請状況につきましては、令和元年度は54件、138万6,000円。昨年度は11件、22万7,000円。本年度は8月末現在で2件、6万円となっております。

**○川又照雄議長** 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

**○岡部光洋企画部長** 交通安全対策についての運転免許証自主返納状況及び支援事業の申請状況についてのご質問にお答えいたします。

本市は、他自治体に先駆けて、法定協議会である常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして公共交通の再編を進めてきており、その中で公共交通機関の利用促進、高齢者等の運転による交通事故の抑制を目的に、平成28年10月から運転免許証自主返納者に対する支援事業を

実施しております。

本事業は、運転免許証自主返納者に対する支援として、県内で唯一年齢制限を設けずに、申請した年から3年間支援する事業であり、路線バスICカード、タクシー利用券、里美地区における市商工会の公共交通空白地有償運送利用券のいずれかの中から、1年間当たり1万円分を支援するものでございます。

この支援事業を実施してきた中で、運転免許証の自主返納の状況でございますが、太田警察署への過去3年間の自主返納者数は平成30年度が222人、令和元年度が322人、令和2年度が267人、本年度が8月までの5か月間で78人となっており、毎年200人を超える返納者数となっておりまして、このうち、本事業への新規申請者数につきましては、平成30年度が184人、令和元年度が282人、令和2年度が211人、本年度は8月までの5か月間で66人と多くの申請をいただいております。

2年目、3年目の継続申請者につきましては、平成30年度が144人、令和元年度が210人、令和2年度が290人であり、本年度は8月までの5か月間で107人という状況でございます。

今後も、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保、利便性の向上に向け、各種支援制度の充実、市内公共交通の見直し等を行ってまいりますとともに、併せて運転免許証の自主返納の促進や高齢者の交通事故抑制に寄与してまいりたいと存じます。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 交通安全対策についてのご質問の中の④児童生徒への安全指導及び地域の安全ボランティアや保護者による立哨など、ソフト面での対応と現状についてのご質問にお答えいたします。

初めに、学校における児童生徒への安全指導といたしまして、教職員におきましては、登下校時の学校周辺の交差点などにおける立哨指導やバスへの乗降指導など、全ての小中学校におきまして学校周辺での安全指導を毎日のように行っているところでございます。

また、年度初めの春と秋の年2回の交通安全期間を中心に、小中学校におきまして、警察などの関係機関のご協力をいただきながら、交通安全教室を開催しております。

その内容でございますが、主に小学生低学年は横断歩道の渡り方、小学生高学年と中学生は自転車の乗り方や点検などの実技を中心とした交通安全教室を行っているところでございます。

次に、保護者や地域の皆様のご協力により行われている交通安全対策でございますが、PTA、地域子ども安全ボランティア、市が委嘱している民間交通指導員、太田地区交通安全協会の交通指導員の方々のご協力によりまして、登下校の際に交通量の多い交差点や横断歩道、バス乗降所の立哨、パトロールの実施などを行っていただくなど、児童生徒の事故防止等の安全確保に努めていただいているところでございます。

なお、地域子ども安全ボランティアにつきましては、現在597名の方にご登録をいただいております。個々に活動の内容の違いはございますが、横断歩道での横断の補助、バス停での乗

降の補助，児童生徒と同行しながらの登下校の補助などにご協力をいただいているところでございます。

今後とも児童生徒が安全に登下校を行い，毎日安心した学校生活が行えるように，関係機関及び地域ボランティアや保護者の皆様方と連携し，通学路における交通安全の確保の徹底に努めてまいります。

○川又照雄議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは，2回目の質問に入ります。

大項目1，（1）のふるさと常陸太田寄附については①から③の質問が関連していますので，全体を通して幾つか再質問をさせていただきます。

まず，①の直近3か年の寄附額と返礼品の推移については，③の現状分析でも答弁いただいたように，寄附額は令和元年度の東日本台風災害支援寄附による増加分を除くと，ほぼ横ばい状態で，返礼品も115から121品目へと微増してはいるものの，ふるさと納税事業としての本市の状況はやや行き詰まりといった状態に陥ってしまっているように感じています。

下妻市では，令和2年度の寄附件数が前年比約3倍の1万7,366件に，寄附額も1億9,961万円と大幅な伸びを示し，担当課職員によると，返礼品199品目の寄附額の設定や内容の見直しと，仲介サイトを2社から3社に露出を増やした成果との見方をしています。

大洗町でも，地場産品の流通促進を行う地域経済活性化を目的に，ふるさと納税事業の拡充に取り組み，ポータルサイトを令和2年度からふるさとチョイス，さとふるなど4サイトから，ふるナビやふるさとプレミアムなど4サイトを加え計8サイトに，返礼品の種類も150品から大洗ゴルフクラブのプレー券やハマグリをレンジで温めるだけで食べられる便利なものなど，地域特性を生かした返礼品を多数そろえ，310品へと拡充したことで，前年比約2倍の1億3,200万円となるなど成果を上げています。

そこで，本市の返礼品についてですが，現在，常陸太田チーズ工場のチーズを新たに返礼品に加える調整を進めているということですが，本市の場合，市認証品特産品に認定されている商品を中心にラインナップされているように感じますが，この返礼品の見直しや選出に当たってはどのような基準や方法で進められているのか，お伺いをいたします。

○川又照雄議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

返礼品につきましては，国の基準を満たす地場産品とされておりまして，これを基準といたしまして，市の認証特産品をはじめ，広く地場産品を選定しているところでございます。

選定に当たりましては，新たに市の特産認証を受けた品目または取扱い事業者から申出のありました品目につきまして，ふるさと納税制度の主管課でございます財政課におきまして国の基準に照らし合わせ，返礼品に追加しているところでございます。なお，返礼品につきましては，毎年国の審査を受けることとなっております。

今後におきましては，返礼品のさらなる充実を図るため，事業者に対する積極的な働きかけや

道の駅ひたちおおたの活用、総合プロデュースの検討など、全庁的な取組を図ってまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 事業者の申出による追加もあるということですが、そういった手法を認識されている事業所さんというのはきっと少ないというふうに思います。どうしても現状の返礼品を見る限り、一部の特産品に限定されている印象が強く、なかなか品目を増やそうとしている努力が伝わりにくいようにも感じます。

②の本市の運営状況の答弁でも、年々他市のふるさと納税へ寄附する市民が増加している傾向の下、過去3年でも約1.6倍、昨年度に関しては本市への寄附額より住民税控除額のほうが257万円も上回り、諸経費を含めるとマイナスの約1,540万円といった状況の中で、他市への納税を制限することは難しいわけでありますから、ここはしっかりと対策を考えていかななくてはならないと強く感じています。

財政流出が著しい名古屋市では、減収の75%が国から補われる仕組みとはいえ、看過できない状況と捉え、コロナ禍で打撃を受ける市内企業の支援につながる意味と、地場産品の提供により市の魅力発信にもつながるといった側面から、市内に本社や支社、事業所、工場などがある法人団体または個人事業主を対象に返礼品の協力を募り、総務省の基準に沿う商品やサービスなどの地場産品の条件をクリアした品目を市が買い取り、返礼品に充てるなど、流出に歯止めをかける取組を先月からスタートさせています。ぜひ本市でも総務省の地場産品といった要件として該当可能な品目を商工業や農林業などの事業者から募集するなどして、事業の拡充を図ってほしいと望みます。

また、返礼品の充実について重要なのが、情報の受発信に欠かせないポータルサイトの利活用であります。県内の他自治体の事例を見ても、成果を上げているところは返礼品の拡大と併せて仲介サイト数を増やし、露出アップを図っているように感じます。本市においては②のサイト運営などの諸経費の答弁でもほぼ横ばい状態のようですが、現在のサイト数と有効活用に向けた今後の見解についてお伺いいたします。

○川又照雄議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現在の利用サイトでございますが、ふるさとチョイス、それと、さとふるの2つでございます。

議員ご発言のとおり、ポータルサイトの活用は市としましても有効な手段であると考えてございます。

一方で、国のふるさと納税制度運用基準におきましては、諸経費につきましては寄附額の50%以内ということにされておきまして、返礼品にかかる費用といたしましては寄附額の30%までとされておりますことから、残り20%でこのポータルサイトなどに係る費用などを賄うこととなります。例としまして、令和2年度における諸経費の状況を申し上げますと、これら諸経費の合計は寄附額合計の48%となっております。

このような状況でございますので、まずはポータルサイトの有効活用につきましては、返礼品等の充実を図りまして、寄附額の増加を図って、その後、検討してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ポータルサイトなどの運用にまでその寄附額の割合が適用されているということは初めて知りました。ということは、寄附額を増やしていかないとPRのための費用やサイトも増やせないということですから、なお一層の努力が必要になってくると思います。

参考までにですが、茨城県内で一番多額の寄附を集めている境町は、平成26年度から返礼品の送付を開始し、同年は2,100件、3,142万円だったものが、翌年平成27年度は5万6,548件、8億5,974万円と激増し、その後も件数、寄附額ともに伸びを続け、昨年、令和2年度は約22万件、37億4,300万円と驚くべく実績を上げています。ちょうど平成30年12月議会の一般質問でふるさと納税を取り上げた際に、境町の担当職員に寄附が急増した要因を伺ったところ、平成26年に就任した現町長が当時自ら職員と先進自治体に視察に伺って成功しているノウハウ学び、そっくりまねをして取り組んだ成果と話していました。そして現在は12のポータルサイトを活用し、サイトによって若干の前後はあるものの、関心を引くような上手な商品名、いわゆるキャッチコピーを駆使しながら、約550品目の返礼品をそろえ、専門部署を設けて対応に当たっています。

また、昨年1月に会派の視察で訪問した納税額全国1位の都城市では、対外的PRと市内企業の活性化といった目的で、地場産業の振興との観点から、市の推進局と事業者自らが設立運営しているふるさと納税振興協議会の強力なバックアップで、令和2年度は約60万件、135億円と驚異的な実績を上げています。当時話を伺った担当局職員によりますと、首都圏域をメインターゲットとしてPRを行い、人気の肉と焼酎を柱に約8割が新規の寄附者で、1万円以上2万円未満の低価格帯が全体の3分の2を占めるなど、決して高額な寄附が多いわけではないということで、さらに、初期の目的以外の相乗効果として、行政サービスというのは目に見えないものが多い中、ふるさと納税事業は数値として結果が現れるため、担当職員のモチベーションアップに大きな影響を与えるなど、職員の意識改革にもつながっているとのことでありました。

他方では、最近のポータルサイト上で地域の登録事業者で利用できる電子感謝券や、使い道をより具体的にプロジェクト化し寄附を募るクラウドファンディング形式、以前に同僚議員からも提案があった企業版ふるさと納税など、返礼品や寄附のスタイルも多様化しているとともに、8月25日に総務省が発表した情報通信メディアの利用状況に関する調査結果でも、平日のインターネット平均利用時間がテレビの視聴時間を初めて上回ったとの興味深いデータが公表されるなど、得たい情報をネットで入手する時代へと移行してきている傾向にあります。

現在、本市では財政課が担当しているわけですが、この事業を拡充する上では、やはり他市の先進事例同様、返礼品に直結する商工や農政、販売流通などの部門を兼ね備えた専門部署を立ち上げて推進する必要性を強く感じていますので、ぜひ今後前向きに検討をいただき、推進して行ってほしいと望みます。

次に、大項目2、（1）交通安全対策についてであります。①の発生状況については、やは

り高齢者の割合が人身、物件事故ともに4割強と多くを占め、増加傾向にあるということで、対策として行っている注意喚起及び啓発活動がとても大切であると感じています。

先日、太田警察署の副署長さんと市との連携や協力体制について話を伺ったところ、答弁にもあった交通死亡事故抑止緊急対策会議を開催して、情報交換や啓発活動について協議することができたことを高く評価していました。ぜひ今後とも連携を密にし、交通事故抑止に向け、特に啓発広報の分野は警察サイドでは限界があると感じますので、防災行政無線や大型看板等の活用も継続して行ってほしいと思います。

②の運転免許証自主返納状況については、毎年2,300名ということで、新規で支援事業を申請されている割合が8割程度となっているようですが、年齢制限のない支援ということでありませけれども、申請されている方のうち高齢者の割合というのはどのくらいなのかお伺いたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。平成30年度から本年8月までの新規申請者の合計の数が743人となっておりまして、このうち65歳以上の高齢者の人数が732人となっておりますので、高齢者の割合は98.5%となっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） また、返納されている方の高齢者の割合というのはどのくらいなのかお伺いたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

返納者の数から的高齢者の割合でございますけれども、太田警察署からの年齢割合のデータの提供が令和2年度のみとなっておりまして、令和2年度の割合で申し上げますと98.5%と、申請者の割合と同じような割合になっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 令和2年度しか提供いただけなかったということですが、ぜひ細かな世代までは提供いただかなくても、高齢者の割合については各種高齢者施策を遂行する上でも分析上情報提供をいただけるよう、ぜひ今後とも働きかけをお願いできればと思います。

また、運転免許証自主返納事業については、公共交通機関の利用促進と高齢者等の運転による交通事故の抑制といった両方の目的がある中で、核家族の進行や過疎地域における買物や病院など、高齢でも運転しないと生活が成り立たないといった理由から、返納したくてもできないといった難しい課題を抱えているのが実態だろうと感じております。引き続き、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の利便性向上を図るとともに、各種支援制度等について、高齢者自身はもちろんですが、ぜひ家族にも支援内容を十分理解をいただいて、免許証返納された後もさまざまな支援が利用できる旨、啓発及び広報に努めていただきたいと思います。

③の高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金については、年々申請が減少傾向にあるようですが、現況をどのように分析されているのかお伺いたします。

○川又照雄議長 市民生活部長。

○磯野初郎市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

補助制度につきましては、広報誌や市ホームページでの周知のほか、ポスターやチラシを作成し、自動車整備事業者に掲示や設置の協力をいただいておりますとともに、老人クラブの会員にもチラシを配布し、周知漏れのないよう広報してまいりましたが、さらなる広報に努めてまいります。

また、最近発売される車両などには、既にブレーキアシスト機能を有するより安全性の高い装置が設置されていることや、自動車用品販売業者が交通事故防止のため低価格で設置できる独自のキャンペーンを実施していることなども考えられます。当補助金の利用促進を図るため、これまで75歳以上としておりました補助対象年齢を今年度より65歳以上に拡充したところでございますが、さらなる促進を図るため、事故防止につながる支援装置の設置の有効性なども含めた周知方法の見直しや、市内の自動車整備事業者等には、車検や修理等の依頼を受けた際に未設置の車両のユーザーには補助制度の周知及び設置促進のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 先月末にも市内ショッピングセンター駐車場で90歳男性運転の軽乗用車が販売店入り口脇のガラス戸に突込み、負傷する事故が発生しています。ぜひ、今年度から補助対象も65歳以上へと拡充しているとのことですので、さらなる周知促進に努めていただきたいと思っております。

④の児童生徒への安全指導については、教職員を中心に、ほぼ毎日のように交通安全教室も警察署等の関係機関の協力により、毎年行われている旨理解をいたしました。

また、保護者や交通指導員をはじめ地域子ども安全ボランティアも597名の登録の下、登下校時のサポート等を協力いただいているということで、ぜひ今後もこの地域の子どもの安全は地域でしっかりと見守るといったバックアップ体制を築いていくとともに、地域力のさらなる向上を図っていただきたいと思います。

特に、地域子ども安全ボランティア登録者については、私の地元でも高齢等の事由で活動を続けることが難しくなってしまった方や、今後、学校統合によりバス通学に切り替わるなど環境の変化により登録者の入替えも必要になってくるとおられますので、見直しや更新等も定期的に行いながら、実効性のある組織づくりに努めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○川又照雄議長 次、1番森山一政議員の発言を許します。1番森山一政議員。

〔1番 森山一政議員 登壇〕

○1番（森山一政議員） 改めまして、おはようございます。1番森山一政でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、7月の集中豪雨により甚大な被害を受けた熱海や西日本の多くの被災者の皆様に対し

て心よりお見舞い申し上げます。この頃の気候は温暖化の影響なのか、線状降水帯が重なったり、変化をしたりと、水害災害、土砂災害が起りやすい状況になってきております。前の気候とは違い、降雨時には10%以上多くの雨が降ると伺っております。先月の西日本大雨では前線の停滞が長引き、佐賀、長崎、福岡、広島の4県に甚大な被害をもたらしました。また、日本海側にも甚大な被害をもたらしました。

近年の気候は、地球温暖化の影響もあると思われませんが、想像もつかないくらいに局地的に雨が降り、土砂崩れや洪水等の災害が頻繁に起きております。災害が発生する際の降雨時の河川の状況や水位が確認できるように、国土交通省の河川を監視する河川監視カメラや危機管理型水位計があり、水位観測がインターネットで見られるようになっております。激甚化に対応するために、久慈川の河川を監視するカメラを9基から14基に増やし、水位計は14基から30基と、約2倍に設置されました。早い時期に災害が予測できたら減災にもつながるのではないかと考えております。

民間の企業や自治体でも、AI、人工知能を生かした過去のデータ、外部のデータを用いて自然災害がどこで起きるのか、多発するのか分析をして、そのデータを活用して解析をし、予測と備えにより被害を最小限に抑えることができるということで進められております。情報発信は早ければ早いほど良く、判断も早くでき、避難もスムーズにでき、早め早めの対応ができるのではないかと考えております。

そこで、1として、人工知能を生かして水害災害を予測し、市民の方々に対して素早い情報発信の取組について計画があるのかお伺いたします。

一方、市では一昨年の台風19号では、整備計画目標よりも大きく上回る洪水が発生し、決壊や越水が発生しました。自然を生かした遊水を貯める霞堤や堤防を改修して、崩れない堤防補強工事等を進めていると聞いております。

2として、一昨年の台風19号の大雨により決壊をした箇所に対してどのような対策を進めているのか、また進捗状況について、あわせて現在進められている堤防補強工事等の水害対策についてもお伺いたします。

次に、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを創出するため、現在、国道349号バイパス沿いにおいて、東部土地区画整理組合と市の両輪で進めております東部土地区画整理事業についてお伺いたします。

常陸太田市には水戸八景のうちの山寺の晩鐘と太田落雁と言われる名勝があります。どちらも水田地帯があり、米どころでもありました。その一つ、真弓千石と呼ばれる水田地帯の一角を埋立てて、東部土地開発商業施設の造成工事をしております。計画では、一部は令和5年にオープンする予定と伺っております。広い水田地帯を埋立てて商業施設を造成してしております。

そこで気になるのが、26ヘクタールの水田地帯を埋め立てることにより、自然を生かした遊水地がなくなることです。水田は災害時には洪水被害を緩和する自然のダムの役目をしており、降雨時の水害対策では常に大きな役割を果たしている場所であると考えております。今までは水田が雨水を貯めていましたが、一気に流れていき、雨水は源氏川に流れて、里川に流れ、久慈川

に流れていきます。川の水位が上がれば水門を閉鎖しなければなりません。川の水の逆流を防ぐためですが、内水は溜まっていき、池になってしまいます。

そこで、1として、埋立てをした26ヘクタールの雨水の処理をどのように行っていくのかお伺いいたします。

次に、東部土地区画整理事業は、市民にとって新しいまちが国道349号沿いにできることで常陸太田市にとってにぎわいと雇用を創出し、市民にとっても期待される事業だと思っております。市役所から工事の状況を見ておられますと、着々と進んでいるのが見て取れます。私は、近隣の市などと比べて、まちなにぎわいが遅れているように感じておりましたが、ここに商業地域が出現すれば挽回できるのではないかと考えております。

総面積26ヘクタールの東部土地区画整理事業は、本市にとって今までにない最大の事業であり、常陸太田市の経済等に大きく寄与するものと考えております。土地の所有者が組合をつくり、減歩によって得られた資金で業務代行業者に委託をし、市としても予算を計上して、組合とともに事業を進めております。令和3年12月には警察署に土地の引渡しをすると伺っております。また、令和5年には、カインズホーム、ヨークベニマルが開店すると聞いております。26ヘクタールのうち17ヘクタールはヨークベニマル、カインズホーム、太田警察署、太田さくら認定こども園、道路、公園、調整池等に使い、残りの35%に当たる9ヘクタールに今後どのような企業が入ってくるのか、大いに興味があります。市民の方々からは、市内にはないホテル、アパレルショップ、書店、ゆっくり休んでくつろげるコーヒーショップ等が入ってくればいいなというような話を聞いております。

そこで、2として、新警察署の建設の今後のスケジュールについて、開署はいつ頃の予定なのかお伺いいたします。

3として、土地を契約している企業は令和5年の開店を計画していると聞いておりますが、土地の整備が順調に進み、計画どおりに開店できる予定なのかお伺いいたします。

4として、事業の成功の鍵は、進出企業の誘致にかかっていると思います。宮田市長はかつて、県において産業立地推進東京本部長として、本県への企業立地、誘致に大いに手腕を発揮されたと伺っております。市は今後の企業誘致の取組をどのように進めていくのかお伺いいたします。

今回の一般質問は、災害対策について、現在の状況と今後の見通しについてと、農業から商業・工業へと転換を目指す東部土地区画整理事業について、現在の状況と今後のスケジュールについてお伺いしました。前向きな答弁をよろしくお伺いいたします。

以上です。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 災害対策についての、人工知能を生かして水害災害を予測し、市民に対して素早い情報発信の取組について計画しているのかのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、今年度から事業を開始いたします防災行政無線のデジタル化事業におきまして、災害に係る情報の収集及び発信体制のさらなる強化を図ることを検討してございます。

内容につきましては、システムに複数の情報を自動で取得する情報収集機能を持たせまして、これらの情報を大型ディスプレイに一括して表示し、情報の一元管理を行うとともに、それぞれの情報に係る閾値をあらかじめ定めまして、登録いたしまして、閾値を超えた場合にはシステムが判断をいたしまして、アラート通知がされることによりまして、避難情報発令等の判断を迅速かつ的確に行われるよう、システムの整備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、国におきましては、市町村の災害対応における市町村災害対応統合システムについて、人工知能を活用したシステム開発及び実証実験が行われております。このシステムは、災害時に大量の災害情報が発生する中で、市町村長が適切な避難情報の発令や緊急活動の優先順位づけ等の判断を下すため、人工知能を活用して災害情報を処理し、適切なリスク評価を行い、避難対象エリアと避難タイミングの合理的な抽出を行うなどの判断支援を可能とするものでございます。このシステムが市町村で活用されるようになると、避難対象エリアの選定や適切な避難指示等判断がより一層深化されまして、市民のいち早い避難行動につながることを期待されますことから、今後の国の動向について情報収集に努めまして、当市が整備を検討いたしますシステムとの互換性などについて研究してまいりたいと考えております。

**○川又照雄議長** 建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

**○古内宏建設部長** 災害対策についての2点目の、一昨年の台風19号により堤防が決壊しました2河川の対策と進捗状況についてお答えいたします。

まず、松栄町の浅川右岸の堤防2か所につきましては、県管理河川ではありますが、直轄権限代行としまして国土交通省により堤防の本復旧工事が完了し、引き続き県により堤防補強工事としまして、左右両岸の堤防ののり尻ブロック設置や堤防幅の拡幅とかさ上げ、天端の舗装及び河川内の樹木伐採を施工中でございます。

また、茅根町、常福地町の里川の堤防決壊箇所につきましては、県により堤防本体の本復旧工事が完了し、あわせて災害関連事業としまして、堤防のかさ上げや河道掘削などの河川改修工事が進められているところでございます。

次に、水害対策としましては、国の久慈川緊急治水対策河川事務所により、治水対策プロジェクトとして、令和6年度をめぐりに、堅磐町で久慈川の堤防整備や、上河合町、下河合町において河道掘削や河川内の樹木伐採が行われており、久慈川右岸の那珂市額田地区におきましては、洪水時に湛水を目的とした霞堤の新たな整備が進められております。

同じく、国の久慈川上流、下流出張所によりまして、本年度中をめぐりに、国土強靱化計画として、久慈川の上河合町、下河合町、里川の里野宮町から三才町、内田町、落合町、山田川の島町から大里町地内において、堤防ののり尻ブロック設置や堤防幅の拡幅とかさ上げ、及び堤防天端の舗装など、水害対策が進められているところでございます。

続きまして、東部土地区画整理事業についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに1点目の、埋立てをした26ヘクタールの雨水の処理をどのように行っていくのかについてのご質問にお答えいたします。

埋立てをした事業地の雨水処理としましては、太田さくら認定こども園の北側に北調整池と金井近隣公園の南側に南調整池の2か所を整備し、雨水管を通じて一度調整池に雨水を入れ、排水ポンプにより雨水幹線へ排出していきます。

下流側に位置する南調整池につきましては、計画面積が約9,000平方メートル、容量が約1万立方メートルであります。

工事の進捗状況につきましては、今年度に基礎工事として鋼矢板による止水壁工事が完了しており、今後、排水ポンプの設置工事などを年度内に着工し完成する見込みとなっております。

北調整池につきましても、計画面積が約1万平方メートル、容量が約1万9,000立方メートルであり、土地造成に合わせて設計工事を予定しております。

次に、2点目の新警察署の建設スケジュールと、開署の予定についてのご質問にお答えいたします。

新警察署の建設スケジュールにつきましては、12月の土地引渡し前までに組合と茨城県警で保留地売買契約を締結する予定となっております。そのインフラ整備につきましては、整地及び隣接する国県道側の排水整備工事が完了しており、上下水道工事につきましても着手しているところでございます。なお、茨城県警では土地引渡し後の来年2月から建築工事に着手をする予定となっております。また、開署予定につきましては、令和5年度中を考えているとの話を伺っております。

続きまして、3点目の土地の契約している企業は令和5年に開店を計画していると聞いていますが、土地の整備が進み、計画どおりに開店できる予定なのかについてのご質問にお答えします。

開店を予定しているA街区の株式会社フォレストモールとB街区の株式会社カインズへは、来年4月と5月にそれぞれ土地を引き渡す予定となっております。

工事の進捗状況につきましては、A街区は整地が完了し、現在、区画道路や雨水管、上下水道などのインフラ整備を進めております。B街区は盛土が完了し、圧密沈下を経過観測している状況であります。また、車両の全面通行止めにより工事をしております新宿西宮線につきましては、年内完成を予定し、接続します区画道路や雨水幹線、上下水道管などインフラ整備を年度内に完成する予定となっております。なお、A街区とB街区の開店につきましては、土地の引渡し後に建築工事に着工し、計画どおり令和5年の予定で進めていると伺っております。

**○川又照雄議長** 商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

**○中野亘商工観光部長** 東部土地区画整理事業についてのご質問のうち、4番、企業誘致の取り組みをどのように進めていくのかについてのご質問にお答えいたします。

東部土地区画整理事業用地における企業誘致につきましては、特にC、D街区について、東部地区全体の魅力向上や街区全体の活性化が図れる企業の誘致に努めております。

C街区におきましては、市民アンケートで要望の多い書店、カフェ、アパレル等の企業誘致に努めるとともに、市内事業者の東部土地区画整理事業用地への進出機会を確保するため、今年度、官民連携による基盤整備検討調査業務として、市内事業者が出店しやすい仕組みづくりについて

検討調査を進めているところでございます。

また、D街区においては、主に事業用地として、物流や製造業など業種を問わず、市内での雇用の創出につながる企業の誘致を図っているところでございます。

当該用地への立地に際しては、市独自の固定資産税の課税免除や立地奨励金、指定業種への特別の優遇制度などを紹介しながら、県や金融機関のほか、デベロッパー等の関係事業者との連携を密にし、新たな企業の誘致を進めてまいります。

**○川又照雄議長 森山議員。**

〔1番 森山一政議員 質問者席へ〕

**○1番（森山一政議員）** 1回目の答弁ありがとうございました。それでは、質問の順に意見を述べさせていただきます。

今、防災行政無線のデジタル化を進めております。アナログ無線からデジタル無線に令和7年度からの5年間で変える準備をしていると伺っております。そこで、洪水被害や災害を予測する人工知能を生かし、発信ができましたら、人的災害が相当減少するのではないかと考えております。無線のデジタル化と人工知能の予測の活用を組合せることで情報発信ができ、被害を最小限に抑えることにもつながると思っております。情報の一元管理を行い、閾値を定め、避難情報の発令をすることですので、前向きに検討していただき、進めてもらえればと思っております。よろしくをお願いします。

次に、2の災害対策についてです。

災害対策ですが、国土交通省により堤防の本復旧工事は完了したとのことで、国土強靱化計画として、久慈川の上河合町、下河合町、里川の里野宮町から三才町、内田町、落合町、山田川の芦間から大里地区の堤防のブロック設置、堤防の拡幅工事等、水害対策をしているのことで、これからも続けてもらい、安全安心の確保につながるようよろしくお願いいたします。

東部土地開発についてです。

1番として、26ヘクタールの埋立ての水の処理は、調整池と排水ポンプで排水処理をすることで理解しました。ただ、大雨が降ったときの、その雨水の流れていく場所が気になるところでもあります。

2と3の警察署とカインズホームについては予定どおりに進むというような話で理解いたしました。

4番のC、D街区には固定資産税の課税免除や立地奨励金、県、デベロッパー等の関係事業者との連携をしながら、新たな企業の誘致を進めているとのことです。ただ一つ、今、企業がどこか決まっている場所があれば、教えていただければと思いますけれども。

**○川又照雄議長 商工観光部長。**

**○中野巨商工観光部長** 現在、何社かから問合せ等を受けておりますが、まだ発表する段階となっていないので、ご了承いただきたいと思います。

**○川又照雄議長 森山議員。**

**○1番（森山一政議員）** 分かりました。それでは、これからも続けて常陸太田の発展のため、

商店街の活性化のため、よろしく願いいたします。

それでは、これで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○川又照雄議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

今年7月に私の所属する文教民生委員会で、現在市が行っているG I G Aスクール構想に係るI C T機器の配置状況とG I G Aスクール構想推進計画の進捗状況、そして、今後の利活用について所管事務調査を行いました。その中に、特別支援学級に在籍する児童生徒へのI C T教育に関する取組状況について説明がありませんでしたので、改めて伺いたいと思います。

小中学校の特別支援学級の児童生徒がI C T教育により取り残されることがないためにも、児童生徒個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備し、それぞれの発達をきめ細かく支援することが大事と考え、改めてお伺いいたします。

小中学校の通常の学級と小中学校の特別支援学級の児童生徒は同じ場で学ぶということで、その上で、個々の特性に応じた合理的配慮を行うことが求められています。児童生徒個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備することによって、小中学校の特別支援学級の児童生徒がI C T教育により取り残されることがないためにも、それぞれの発達をきめ細かく支援するという考えが大事と考えます。

特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまで以上に特別支援学級の児童生徒と通級の児童生徒の生徒が共に学ぶ取組が求められています。

平成24年に文部科学省の中央教育審議会の初等教育分科会の報告、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進においては、共生社会の形成に向けて障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であるとしています。その構築のためには、特別支援学級を着実に進めていく必要があります。特別支援学級と通級学級が同じ場で共に学ぶことが求められるとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとされています。

当市においても特別支援教育が進められておりますが、児童生徒個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備し、それぞれ個々の学習の習熟度に応じたきめ細かな支援を行うことが大変重要であり、I C T教育においても同様に進めなければならないと考えております。

そこで、本市は特別支援教室に在籍する生徒へのI C T教育の取組をどのように考えているのか、どのように図ろうとしているのか、当市の現状も含めて、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、特別支援学級におけるI C T教育の実施状況についてお伺いいたします。

2点目は、特別支援学級の児童生徒へのICT教育を進めるに当たってどのような支援、配慮が取られているのかについて伺います。

次に、当市における社会福祉協議会が運営している障がい者の日中活動サービスである指定多機能福祉サービス事業所就労継続支援B型施設つなぐの閉鎖についてお聞きいたします。

この、つなぐに日中活動サービスに通う障がい者の方の定員は20名と記憶しておりますが、その障がい者の方たちの行き先が心配です。障がい者の方の中には、環境の変化、生活のリズムの変化に敏感で、適応できない方もおられます。利用している障害者にとっては本当に深刻な問題です。社会福祉協議会が運営している事業所が閉鎖するに当たり、今までの利用者の方への支援をどのように守っていくのか、市や社会福祉協議会としても責任を持って取り組んでいかなければならないと考えます。そこで、社会福祉協議会が行っている障害者への日中活動サービスの閉鎖に至った経緯などについて、2点伺いたいと思います。

1点目は、指定多機能福祉サービス事業所就労継続支援B型つなぐの閉鎖に至った経緯についてお伺いいたします。

2点目は、閉鎖後の利用者のフォローはどのように考えていくのかお伺いいたします。

以上2問4点についてお伺いし、1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁のほどをよろしくお願いたします。

**○川又照雄議長** 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

**○武藤範幸教育部長** 特別支援学級におけるICT教育の実施状況について、並びにICT教育を進めるに当たってどのような支援、配慮が取られているのかについてのご質問に一括して答弁をさせていただきます。

まず、ICT機器につきましては、特別支援学級におきましても、普通教室と同様に、在籍する児童生徒に1人1台のタブレット及び各教室に電子黒板を配備してございます。

特別支援学級における授業につきましては、知的学級、情緒学級に在籍する一人ひとりの特性に応じ、年間を通して個別の支援計画を立て取り組んでいるところでございます。

ICT機器を活用した特別支援教室における活用の例といたしまして、電子黒板の機能を生かし、文字の形が捉えづらく覚えにくさのある児童生徒には文字を拡大し視覚的に訴えたり、タッチパネル機能を使い直接画面に書き込んだりしながら文字を正しく認識する学習に取り組んでおります。また、集中して課題に取り組むことに困難さがある児童生徒には、タブレットにあるゲーム的要素を取り入れたプログラミングソフトを活用し、楽しく課題を解決しながら学習に取り組めるよう支援をしてございます。また、自分で立てた使用時間の約束を守れるよう声をかけたり、機器操作の途中で適宜休憩をする計画を一緒に立てたりするなど、健康面への配慮にも取り組んでいるところでございます。

このように、特別支援学級で学ぶ児童生徒一人ひとりの特性に合わせて、ICT機器を効果的に活用できるよう工夫をしているところでございまして、今後とも学ぶ意欲をさらに高められるよう努めてまいります。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 指定多機能福祉サービス事業所就労継続支援B型つなぐの閉鎖についてのご質問にお答えをいたします。

現在、増井町にあります指定多機能福祉サービス事業所つなぐとして運営している施設は、昭和61年3月、市直営の障がい者の福祉作業所、心身障害者福祉センターくにとして整備され、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、平成19年4月から指定多機能福祉サービス第2事業所くにとして市社会福祉協議会が運営を引継ぎ、現在の就労継続支援B型施設となっております。

この就労継続支援B型とは、「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある方が年齢、心身の状態、その他の事情で一般企業への就職が不安あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労系訓練を行うことが可能な福祉サービスでございます。

就労継続支援B型つなぐの閉鎖に至った経緯につきましては、市社会福祉協議会におきまして、平成29年4月、指定多機能福祉サービス第1事業所と第2事業所を統合し、事業運営の効率化を図ってまいりましたが、年々利用者数が減少している状況が続いております。定数20名のところ平成29年度末の利用登録者数は19名、令和2年度末には14名、年間延べ利用者数につきましては平成29年度が3,045名であったのに対し、令和2年度は2,494名と551名減少しております。平成29年度からは新規の利用希望者がほとんどいない状況でございます。

また、民間のサービス提供体制が充実してきており、つなぐを除いた市内の民間就労継続支援B型事業所は、平成30年度は3事業所、定員50名であったのに対し、現在は複数の民間資本により6事業所が開設運営しており、定員も127名となるなど大幅な拡充が図られているとともに、特色あるサービスが提供されている状況となっております。

そうした状況を総合的に踏まえまして、市社会福祉協議会において令和2年10月に閉鎖に向けた協議がなされ、本年5月31日開催の社会福祉協議会理事会、6月28日開催の評議員会を経まして、令和3年度末をもちまして閉鎖することに至った状況でございます。

加えまして、本施設につきましては既に築35年が経過しておりますことから、市公共施設等再配置計画におきましても、利用主体に譲渡または利用主体が別の施設に移転後に廃止処分を検討する施設と位置づけをされているところでございます。

次に、閉鎖後の利用者のフォローについてのご質問でございますが、社会福祉協議会において今年度末の廃止に向けて、7月には利用者家族に対し事業廃止説明会を開催し、8月からは個別面談等を行ってきたところであり、今月中旬には利用者本人への説明会を予定しております。

閉鎖後の移行についても、利用者の食事、入浴など生活を営む上で不可欠な日常生活動作や障害の程度に配慮して、市内の他の事業所の利用案内等の相談調整を進めているところでございます。

市といたしましても、引き続き社会福祉協議会及び担当の相談支援専門員に対し、本人や家族の理解を得ながら、切れ目なく希望に沿った福祉サービスに移行できるよう指導してまいりたい

と考えております。

○川又照雄議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁をいただき、大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

確認のため、1点ほど質問させていただきます。

今年の6月の同僚議員の一般質問で、ICT支援員の学校での支援状況についての質問において、執行部より、ICT支援員が大きな役割を果しているのご答弁がありましたが、そこで、特別支援学級へのICT支援員の関わりはどのようになっているのかについて伺います。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 ICT支援員の特別支援学級への関わりについてでございますが、ICT支援員は、議員ご案内のとおり、学校全体のICT機器を活用する学習について支援をいただいているところでございまして、特別支援学級におきましても必要に応じ丁寧な支援に当たっているところでございます。

〔「ご答弁ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 諏訪議員。手を挙げてね。

○4番（諏訪一則議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

特別支援学級の児童生徒への状態や特性に応じた様々なアプリケーションが基本的なアクセシビリティの保証課題として挙げられます。当市においても特別支援学級に在籍する児童生徒を含めて、全ての児童生徒が十分な教育を受けられるための合理的配慮がなされることを期待します。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わりにさせていただきます。

○川又照雄議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして、一般質問を行います。

デルタコロナ禍の中、ウイルスは常に変化し、特に今回のコロナウイルスは人類の英知を超えた変化の兆しを見せています。常陸太田市内でも感染拡大がなかなか止まりません。私の東京に住む知人はコロナワクチンを2回接種したにもかかわらず陽性になりました。飛沫感染と言われていたのが、現在でははしかウイルスのように空気感染に移行しているのではないかなどとも言われています。ワクチンの3回目接種も話題となり、なかなか先が見えない状況が続いています。

このような状況の中、国のコロナ対策も刻々と変わる中で、市役所職員の皆さんはコロナ対策に携わる職員をはじめとして、休日でもコロナワクチン接種等、業務を通じて市民の安全安心のために市コロナ対策に尽力していただいていることに心から感謝を申し上げます。どうかお体を大切に業務に励んでいただきたいと思います。前段そのことを申し上げて一般質問に入ります。

第1の質問は、金砂郷地区が「過疎法」の対象外になったことについて伺いをいたします。

令和3年の「過疎地域持続的発展支援に関する特別措置法」によって、第5次の「過疎法」から金砂郷地区が「過疎法」対象外になりました。昭和45年、「過疎地域対策緊急措置法」以来

10年間の時限立法で制定されたのが初めての「過疎法」です。以来第4期に渡って施行され、令和3年から第5次の「過疎法」が施行されました。

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。「過疎法」対象は、財政措置、行政措置、税制措置から成っているようであります。

私は金砂郷地区に住んでいる者として、この10年の中で空き家や人口減少高齢化は進んでいると思います。10年で生活環境は変わったという印象を持っていますが、今回、金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことを受けて、以下3点の質問をいたします。

1点目として、「過疎法」対象地域の基準についてお伺いをいたします。

2点目として、過疎地域から外れた影響はあるのかどうかをお伺いをいたします。

3点目として、今回の「過疎地域持続発展特別措置法」における今後の事業の進め方についてお伺いをいたします。

第2の質問として、市内学校でのデルタコロナ対策についてお伺いをいたします。

私たちは1年半にわたってコロナウイルスに対応させられています。現在は第5波の中で様々な対応を行っています。デルタ株ウイルスと言われる状況になってから、明らかに第4波までと違いが出てきています。デルタコロナと言われる前までは、若年層、子どもたちはコロナにかかりにくいと言われてきましたが、第5波のデルタコロナは若年層や子どもたちも容易にかかる、そして、家庭内感染の中心になってしまう状況が生まれてきています。ワクチン接種が進んでいるアメリカでも子どもたちのデルタコロナ罹患率が増えています。日本ばかりでなく、世界で子どもたちのデルタコロナ対策が問題視されています。

私は、子どもたちのコロナ感染対策は、第一に家庭でしっかりやっていただくことが基本であると思っています。その上で、子どもたちの集団生活の学校の場合においてもしっかりやっていく必要があると思います。日本においても、2学期が始まった学校でのデルタコロナ対策をどのようにしていくのが問題となり、デルタコロナ以前の対応でない対策が求められています。それゆえ、今、学校のデルタコロナ対応対策をどのようにしていくのかに注視されております。

緊急事態宣言を受けて、文科省の休校ガイドラインの設定や9月12日まで学校をリモートでの運営を示唆していますが、私は学校でのコロナウイルス対策は恒久的に求められていくのではないかと思います。そこで2点お伺いをいたします。

1点目は、学校内にデルタコロナを持ち込ませない対策や生活対策をどのようにしていくのかをお伺いをいたします。

次に、今、政府はGIGAスクール構想を進めています。本市においてもタブレットを生徒に持たせて、今後、リモート授業やIT教育を進めようとしています。これらの教育は現在のコロナ禍においては有効な手段だと思っています。

そこで2点目は、デルタコロナ禍における学校の教育環境や学校行事に対する考え方をお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成16年12月1日の市町村合併前に過疎地域であった旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の地域が、市町村合併後も過疎地域自立促進特別措置法の規定により引き続き過疎地域に見なされましたことから、過疎対策事業債等の過疎地域に対する支援措置を有効に活用して、生活基盤や情報基盤の整備、医療の確保、地域資源を生かした産業の振興などを推進してまいりました。

1点目の過疎法対象地域の基準についてでございますが、本年4月に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、地域指定の要件となります財政力要件と人口要件の新たな内容が示され、原則、双方の要件を満たす地域が過疎地域に指定されることとなりました。

財政力要件におきましては、平成8年度から平成10年度まで3年間の財政力指数の平均値が0.42以下であったものが、平成29年度から令和元年度まで3年間の財政力指数の平均値が0.51以下へと改正されてございます。

人口要件につきましては、3つの要件が示されており、1つ目といたしまして、昭和35年から平成7年までの35年間人口減少率が30%以上であったものが、昭和50年から平成27年までの40年間人口減少率が28%以上へと改正され、2つ目といたしまして、昭和35年から平成7年までの35年間人口減少率が25%以上かつ65歳以上の高齢化率が24%以上または15歳以上30歳未満の若年者比率が15%以下から、昭和50年から平成27年までの40年間人口減少率が23%以上かつ高齢者比率が35%以上または若年者比率が11%以下へと改正され、3つ目といたしまして、昭和45年から平成7年までの中期の人口減少率が19%以上から、平成2年から平成27年までの中期の人口減少率が21%以上へと改正され、以上3つのいずれかの要件を満たすことが必要とされております。

今回除外となりました旧金砂郷町の地域につきましては、財政力要件は満たしておりましたが、人口要件においていずれの要件も満たさなかったことから、対象地域から除外となったものでございます。

2点目の、過疎地域から外れた影響についてでございますが、過疎地域には過疎対策事業債や国庫補助の上乗せなどの財政措置や、県が市町村に代わって事業を行うことができる代行制度などの支援措置が設定されております。

旧金砂郷町の地域におきましても、昭和55年に制定された「過疎地域振興特別措置法」に基づき、過疎地域に指定されて以降過疎対策事業債等を活用して各種事業費への充当を行ってまい

りました。

今回、過疎地域から除外となりましたが、除外に対する支援措置として6年間の経過措置が設けられ、過疎対策事業債につきましては、平成28年度から令和2年度の5年間のうち、過疎債発行額の大きい3年間の平均を基準額としてその5年間分の活用が可能であることから、最大限有効に活用して事業を推進してまいりたいと考えております。

3点目の「過疎地域持続的発展特別措置法」における今後の事業の進め方でございますが、同法の規定に基づき新たに策定いたします常陸太田市過疎地域持続的発展計画に基づきまして、各部課等が連携し、地域の諸課題に適切に対応しながら各種事業を推進することとしてございます。

推進に当たりましては、今回除外となりました旧金砂郷町の地域への経過措置期間も踏まえまして、過疎対策事業債等の支援を有効に活用しながら、財政部局等と連携して実施事業を精査し、地域にとって必要な事業を実施することで、地域の持続的発展に寄与してまいりたいと存じます。

**○川又照雄議長** 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

**○武藤範幸教育部長** 学校でのデルタコロナに対する対策についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校内にデルタコロナを持ち込ませない対策や生活対策をどのように行っているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が確認されてから、これまで国及び県から発出されました学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関するガイドラインに加え、市独自のガイドラインを作成し、各学校において感染防止対策を行っているところでございます。

具体的には、児童生徒は家庭での検温や健康状態を健康観察カードに記入してからの登校、学校では、児童生徒が登校した際に、昇降口などにおきまして、この健康観察カードの確認や手指消毒を行い、検温をしていない児童生徒については保健室などで検温し、体温や体調を確認してから教室に入るなど、学校内に新型コロナウイルスを持ち込ませないよう努めているところでございます。

また、学校生活全般における3密の回避や授業形態の工夫として、音楽科における合唱やリコーダーなどの演奏については、学習する時期を変更するなど、教科によっては学習活動を制限するなどの対応をしているところでございます。

また、教職員に加え、県の会計年度職員である学校サポーターを活用し、ドアノブや階段の手すり、電気のスイッチなど共用部分の毎日の定期的な消毒作業など、感染防止の徹底を図っているところでございます。

さらなる感染対策といたしまして、学校におけるクラスターの発生を防ぐことを目的として、8月に教職員のワクチン優先接種を行い、幼稚園、小中学校に勤務する市外在住の教職員を含めました教職員をはじめ、介助員や用務員など、学校に関わる希望者のほぼ全員が2回目の接種を終えたところでございます。

また、18歳未満のお子さんがある子育て世代の優先接種が始まりまして、12歳以上の児童

生徒の接種が順次始まっているところでございます。

デルタ株への置き換わりが進む中、急激な感染者数の増加に伴い、感染症対策の徹底を図るため発出されました国の緊急事態宣言及び県独自の非常事態宣言の延長を受け、市内小中学校におきましては、議員ご案内のとおり、9月1日から12日までを自宅学習期間とし、学校への登校を控える対策をとっているところでございます。

学校再開後におきましては、デルタ株に対し、外から学校内にウイルスを持ち込ませないようにすることが学校における感染拡大を防ぐために極めて重要であることから、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有するために、市独自のガイドラインを見直し、学校に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策の一層の徹底を図ってまいります。

具体的には、児童生徒及び教職員とも、発熱や風邪などの症状が見られたときは自宅で休養するとともに、同居する家族におきまして、同様の症状が見られたときは登校・出勤を控えるなど、家庭との連携を図ってまいります。また、小まめな手洗いの徹底や正しいマスクの着用、教室などにおける常時換気の実施などを点検する国から発出されました感染症対策チェックリストを基に、学校生活を見直していくことで、教職員全員の意識の向上を図ってまいります。さらに、登校時におけます家庭と学校による二重の検温を行うため、市内の児童生徒数の多い小中学校6校において、昇降口にサーマルカメラを設置し、カメラの使用に当たっての体制づくりについて検討してまいります。

次に、2点目の、デルタコロナ禍における学校の教育環境や学校行事に対する考え方についてお答えいたします。

デルタコロナ禍における教育環境といたしまして、学びの保障とタブレットを通じた教師と児童生徒とのつながりを保持することで、家庭においても教育環境が維持できる取組を行ってまいります。

具体的な取組といたしまして、現在、児童生徒1人1台のタブレットを自宅学習期間に家庭へ持ち帰り、インターネットへの接続など家庭での動作環境の確認を行っております。特に、中学生においてはオンライン会議システムを利用して朝の会などを試行的に行っており、昨日時点で中学生のほぼ100%が家庭でのオンラインの活用が可能な環境であることの確認ができたところでございまして、今後、オンラインによる授業が行えるようにしてまいります。また、不登校などやむを得ずに学校に登校できない児童生徒に対しましても、学校と児童生徒を結んでオンラインによる学習等が展開できるよう進めてまいります。

学校行事につきましては、9月に予定していた諸行事は延期や中止としているところでございますが、運動会や修学旅行は有意義な教育活動であるため、今後、市の感染状況等を注視し、内容などを工夫し取り組んでまいりたいと考えてございます。なお、運動会など保護者の方が参加する行事におきましても、サーマルカメラなどを設置し、家庭と学校の二重の検温態勢を図るなど、新型コロナウイルスを学校に持ち込ませない手だてを講じてまいります。

○川又照雄議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

第1の質問である、金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことについては理解をいたしました。そこで、要望だけ申し上げます。

「過疎法」対象外になったことでは、財政措置である過疎対策事業債や国庫補助上乗せ等がなくなるのが一番の課題かなと、このように思っております。ご答弁にあったように、地域に必要な持続的発展に寄与する事業はぜひ今後とも実施していただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

第2の質問の、市内学校でのデルタコロナ対策についても理解をいたしました。

1点目の学校内に持ち込ませない対策は、ご答弁にあったように、家庭内では今までのように通学前の検温はきちっとやっていただき、学校での水際はダブルチェックを働かせる体制でサーマルカメラ等での生徒の検温チェックをよろしくお願いをいたします。そして、絶対にデルタコロナクラスターは学校では起こさないということであっていただきたいと思っております。

2点目のコロナ禍における学校教育環境ですが、コロナ禍の今だから教職員一体となってIT教育の実践ができるようにしていく必要があると思っておりますし、ウィズコロナの時代を迎えても活用するリモートを使った教育環境の整備をつくらなければならないというふうに思っております。

また、ご答弁にあったように、不登校対策にもぜひこのリモートの活用を、そのようにできる学習環境を改めてお願いをいたします。

私の2点の質問に対して、前向きな実践あるご答弁をいただきありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。

○川又照雄議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

初めに、菅首相は3日、自民党臨時役員会で、任期満了に伴う総裁選に立候補しないと表明しました。コロナ対策に専念するためというけれども、無為無策の新型コロナウイルス感染症対応や東京五輪の強行などによって内閣支持率が過去最低水準に落ち込む中、国民の世論と運動に追い詰められての退陣表明だと思います。菅首相が学術会議人事に介入して6名の推薦候補を任命せず、前例のない推薦者外しに始まり、今、憲法53条に基づく野党の臨時国会召集要求を拒否したまま約1年で政権を投げ出す結果となりました。国民の命と暮らしを何よりも大切にする政治が今求められております。そのために力を尽くしたいと、このように思います。それでは一般質問に入ります。

最初に、東海第二原発について質問いたします。

私は、6月議会で実効性のある広域避難計画は不可能であることなどを受け止め、市民の生命、財産を守るため、原発の運転延長、再稼働に市長が反対することについて伺いました。市長は再稼働の可否は議会及び市民の意見などを聴取し、それらを総合的に判断して行くと答弁され、再稼働に賛成なのか反対なのかは明確にされませんでした。

東海第二原発ではどんどん工事が進められ、工事が完成する2022年12月も、避難計画や再稼働可否の判断がないまま、原子炉に燃料装荷される、これはまさに再稼働に直結するものです。そもそも、避難などしなくても済むように、東海第二原発は廃炉にするということが、私は、市長の決断として求められると思います。

東京電力福島第一原発事故から10年以上がたちました。福島原発事故は溶け落ちた核燃料を取り出す見通しも立たず、また、1日150トンもの汚染水が増え続け、政府がその処理に困って海洋放出を決めています。全国漁業組合連合会は、福島県のみならず、全国の漁業者の思いを踏みにじるものだと激しく抗議の声を上げています。

原発はひとたび事故が起きれば取り返しのつかない被害と汚染をもたらします。これが10年前の福島原発事故の大きな教訓ではないでしょうか。ですから、どんな世論調査でも6割から7割の国民が原発はゼロと答えております。さきの水戸地裁の判決でも、原発事故対策で一つでも失敗すれば事故が進展拡大し、多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねず、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性がある、このように指摘しました。福島原発事故の教訓そのものだと思います。

ところが、日本原電や規制委員会は、福島の教訓は津波に対する防護が脆弱だったから防潮堤や防潮壁を設置して津波対策をする、電源を失ったときの注水手段が不十分だったから様々な電源を用意する、炉心溶融の影響を緩和するためにフィルターつきベント設備を設けると、あくまでも原発を運転するという立場でしか見ていない。住民や地域に与えた被害などに目をつぶって、事故が起こるかもしれないが、動かす。事故が起こったときは住民に避難をしてもらう。まさに命や暮らしを脅かしても恥じない態度です。

原発の技術者、研究者は、原発は未確立の技術であり、苛酷事故を起こす危険があると指摘しています。私は、今の原発システムは技術的に全く未完成で危険だという点と、自分が燃やした燃料の後始末ができないこと、このような弱点があり、これが解決されない限り、稼働してはならない、未来に負の遺産を残してはならないと思います。

そこで、①福島原発事故の教訓と原発についてどのようなお考えをお持ちか、市長にお伺いをいたします。

(2) 広域避難計画について伺います。

今まで、原発を動かさなくても東海第二原発以外の原子力施設があるから広域避難計画は必要、冷却している燃料棒があるから広域避難計画が必要との説明もされてきましたが、それは東海第二原発の運転を前提にした避難計画が必要だということではなく、それぞれの施設の事故に対応して考えた避難計画が必要だということではないでしょうか。

原子力委員会は、原発の周辺の防災体制を事故時にすぐ対応する領域PAZを5キロメートル

圏、まずは屋内退避し、事態の進展を見て避難する領域UPZを30キロメートル圏としていますが、これは運転を前提にした原発についてです。単純に放射能があるからというのではなく、避難計画は想定するトラブルに応じてつくるということは当然で、廃止措置計画の認可を受け、乾式キャスクという保管容器に入れておけばPAZもUPZも設定する必要はないわけです。

94万人の住民が安全に避難することは不可能です。地震、水害等の複合災害時の対応や、介護者、病人などの要支援者、移動手段のない人たちへの対応、先の見えない新型コロナウイルスなど感染症の蔓延の下で、避難所、避難家庭、避難バス車内での3密をどう避けるか、感染者をどう隔離するかなど、避難計画で新たな矛盾点などを指摘し、実効性のある広域避難計画は不可能で、再稼働しないことが一番の安全だと主張してきました。再稼働しなければ再稼働を前提にした広域避難計画の実効性に苦慮する必要もないわけです。

そこで、①原発運転を前提とした広域避難計画についてどのようにお考えか、市長にお伺いいたします。

2番目に、新型コロナウイルス感染症対策の強化について伺います。

全国各地で新型コロナの新規感染者数が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。緊急事態宣言と蔓延防止等重点措置が全都道府県の7割に広がるなど、コロナ感染爆発は止まる様子がありません。自宅療養者は10万人を超え、病状が急激に悪化し自宅で亡くなる人も相次いでいます。繰り返される営業自粛、休業の要請によって飲食業は死活的な状況です。持続化給付金と家賃支援給付金の再支給を実現させることが必要です。

ワクチン接種も楽観できる状況ではありません。東京では若い人たちへの接種で混乱も起こっています。感染の速度に検査が追いついていない、この事態の解決も図らなければなりません。全国の重症者は2,000人と最多を更新しました。コロナ感染拡大で国民が重大な危機にさらされ、医療体制の強化や暮らしの支援など、国会で緊急に議論すべき課題は山積しています。憲法の規定に基づく野党の臨時国会召集要求に対し菅政権が拒否回答をしております。国民の命を守る責任を投げ捨てた憲法違反の暴挙だと言う他ありません。

(1) PCR検査について伺います。感染伝播の鎖を断つための検査をいつでも誰でも何度でもの立場で、従来の枠にとらわれず、大規模に行う必要があります。そこで2点伺います。

1点目は、市独自で医療機関、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについて伺います。

2点目に、コロナ感染は半数が無症状感染者からであり、無症状感染者の発見と保護が感染症対策に欠かせません。このことを政府が無視してきたことが事態の悪化を招いたわけです。PCR検査を拡充して、いつでもどこでも誰でも無料で検査が受けられるようにするという事について伺います。

次に、(2) ワクチン接種について伺います。高齢者へのワクチン接種と感染力の強いデルタ株への置き換わりで若年層の患者が増えています。

そこで、①若者世代ワクチン接種の状況と促進について伺います。若者世代、20代と30代の予約が8月26日から始まっており、接種開始は9月下旬からの予定とありますけれども、既

に早い人で9月初めから接種できたという人もいますので、予約の状況、また、接種率、接種促進のための取組を伺います。

次に、(3)学校の感染症対策について伺います。コロナ感染第5波では、感染症がより高いデルタ株が主流になり、感染しにくいとされていた子どもの感染が急増しています。感染は大人から子どもにと指摘されていたものが、子どもから親へ、子どもから大人へと感染状況が変わってきています。しかも、保護者世代はワクチン接種が間に合っていない。各地で医療崩壊が始まり、入院できないケースが続出するただ中です。デルタ株は子育て世代にとっても、これまでに最大の脅威と言っても過言ではありません。感染状況が今後も変わることは明らかですが、変化を機敏に捉え、デルタ株の下での学校の感染症対策について4点伺います。

1点目は、学校休業の場合、保護者の減収や失職、出勤困難などしわ寄せが起きないように、必要な子どもさんには、朝から学校で学べる対応をとるということについてお考えを伺います。

2点目は、教室でのエアロゾル感染防止へ全換気と不織布マスクを重視し、不織布マスクの支給など支援を行うことについて伺います。

3点目、広範な子どもと教職員に無料で抗原定量検査などを実施することについて伺います。

4点目、文科省は8月27日、学校に感染者が出た場合のガイドラインを発表しており、陽性者が1人出ればクラス全員の検査が可能となる、このような見直しを行いました。陽性者が出た場合は濃厚接触者を狭めないで、学級、学年、全校など、広くPCR検査を行政検査として行うことについてお考えを伺います。

3番目に、国民健康保険税について、(1)国民健康保険税の税率改正について伺います。

これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする国保の都道府県化が2018年4月からスタートしております。国の最大の狙いはどこにあるのか。市町村が一般会計から国保会計に繰入れて行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差押えなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども推進するとしています。都道府県と市町村のこうした取組を政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み、保険者努力支援制度も導入しております。

厚生労働省は、地方自治の原則を完全否定することはできず、都道府県化実施後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと、このように答弁をしてくれています。

茨城県は、国保運営方針の見直しで、市町村の賦課方式を所得割と均等割の2方式に統一するとしております。

3月議会の私の質問に対して、4方式により保険税を賦課しているが、2方式に移行した場合は税額が大きく変わる世帯も予想されることから、移行する際には基金を活用し、少しでも被保険者の負担軽減が図れますようシミュレーションを重ね、方式移行に向けた検討を行っていきたいと答えております。そこで2点伺います。

1点目は、本市の賦課方式のシミュレーションについて、県から7月16日に示された本市の納付金に基づくシミュレーション作成をどのように行っているのか伺います。

2点目、税率決定の見通しスケジュールについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第二原発に係る3点のご質問にお答えいたします。

1点目の福島原発事故の教訓については、災害対策の見地からお答えいたします。

事故以前においては、原子力災害対策重点区域はおおむね8キロから10キロ圏内とされ、大量の放射性物質が広範囲に放置される状態を想定していなかったため、住民が実際に避難する事態に直面した際、避難に対する備えの不足、避難等の判断のための基準の未設定などにより混乱が生じたものと認識をしております。

そのため、国におきましては、住民被害を最小限に抑えるためにいかに効果的な対策を講じるかという課題に取り組み、事故後におきまして、「災害対策基本法」に基づく防災基本計画を大幅に改定し、原子力災害対策重点区域の範囲を30キロ圏内に広げるとともに、自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の具体化、充実化に向けた取組を関係自治体と一体となって進めているところでございます。

本市におきましては、これら国の方針に基づき、市民に対する事前の備えや災害時に取るべき行動などについて市の基本的な考え方を示すため、常陸太田市原子力災害広域避難計画を平成30年1月に策定したところでございます。

2点目の原発についての私の考えということでございますが、認識という点では、原子力発電は、火力、水力、太陽光など発電の仕組みの一つであり、国のエネルギー政策により行われているものと認識をしております。

最後に、広域避難計画についてのご質問ですが、この計画は国が定めた指針や防災基本計画に基づき、重大事故等により原子力災害が発生し、または発生するおそれが生じた場合に備え作成したものでございます。原子力発電施設が国の定める範囲内に存在する以上、万が一に備え、市民の安全確保に努めることは、行政としての責務であると考えております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問の1点目、PCR検査について、市独自で医療機関、介護福祉施設等などの集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについてのご質問にお答えをいたします。

現在、市では県を通して高齢者施設及び障害者施設の職員に対し、新型コロナウイルス感染の有無を調べるために、簡易に検査ができる抗原検査キットを配布しております。また、幼稚園、小中学校においても同様に、抗原検査キットを配布する方向で進めております。

一方で、ワクチン接種につきましても、医療従事者に続きまして、8月には高齢者施設、障害者施設、保育園、幼稚園、小中学校のほとんどの職員、関係者が接種を済ませているところでござ

ざいます。

ご質問の市独自による集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等に限定しての定期的な検査につきましては、現時点では実施の考えはございませんが、新型コロナウイルス感染症における対策も徐々に変化している状況でありますので、今後も引き続き、国、県の感染症対策の動向を注視してまいります。

次に、PCR検査を拡充して、いつでもどこでも誰でも無料で検査が受けられるようにすることについてのご質問にお答えをいたします。

現在、市ではワクチン接種をしていない方の不安軽減と重症化しやすいという観点の下、感染拡大防止を図るため、市独自にPCR検査を、感染状況を踏まえ、緊急事態宣言の期間に合わせて9月10日まで延長をして実施しております。対象者といたしましては、無症状でワクチン接種をしていない希望する市民に対し、自己負担2,000円で行っておりますが、この自己負担につきましては、症状がある方が医療機関においてPCR検査を実施する範囲に診察料として生じる2,000円から3,000円の費用負担と同様の金額としております。また、実施期間につきましては、県内及び市内の感染状況を踏まえ設定しているところでございます。

議員ご発言のPCR検査の拡充でございますが、1自治体で実現することは難しく、今後におきましても、感染状況に応じて状況を見極めながら、自己負担をいただき実施していく考えでございます。

続きまして、国民健康保険税の税率改正についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、賦課方式のシミュレーションについてでございますが、歳出の25%を占める国保事業費納付金は税率を決定する上で大きく影響を受けるもので、金額の決定は毎年1月となっております。

今回、県から過去の実績に基づく推計値が示されましたので、現在、令和3年度本算定ベースでの試算を行っている最中であり、具体的な税率はこれから算定されるところでございます。また、試算に当たりましては、賦課方式を現在の4方式から2方式にいたしますと、税額が大きく変わる世帯もありますことから、被保険者の急激な負担増とならないよう、基金を活用した試算を行っているところでございます。

次に、税率決定の見通しについてでございますが、今回の税率改正は平成18年度に市町村合併後の税率を統一して以来の改正となりますことから、精緻な試算を重ね、慎重に決定したいと考えているところでございます。

今後、国民健康保険の諮問機関である国民健康保険運営協議会や市議会への説明を経ながら、令和4年3月議会での条例改正を予定しているところでございます。

**○川又照雄議長** ワクチン接種推進室長。

〔加瀬智明ワクチン接種推進室長 登壇〕

**○加瀬智明ワクチン接種推進室長** 若い世代のワクチン接種の状況と促進についてのご質問にお答えをいたします。

若い世代を20代から30代の世代の方といたしますと、まず、国のワクチン接種記録システ

ムVRSでございますが、VRSにおける接種の状況は、8月31日現在で、令和3年1月1日現在の20代から30代の人口8,062人に対しまして、接種をした方が884人で、接種率11.0%、うち2回接種を完了した方が401人で、接種率5.0%となっております。884人の内訳を見ますと、早期に開始をされました職域接種により接種を受けた方が313人、35.4%含まれております。

次に、本市の予約システムによる予約状況でございますが、18歳までの子がいる子育て世帯の予約を8月12日に開始をし、8月26日からは19歳から39歳までの予約を開始をいたしております。

9月1日現在の予約状況を見ますと、20代が37.4%、30代が47.1%の予約となっております。ただし、これらの予約には現在進められております職域接種は、市の予約システムを通さずに接種が行われるため含まれておりません。職域接種における接種者数はVRSで集計されるまで予約数や接種者数を把握することができませんが、8月31日までの職域接種の状況や、県内で職域接種を行う事業者が88事業者であること、また、職域接種が従業員のみならずその家族等を対象に加えていることなどから、20代、30代の接種予約者さはさらに増えているものと考えております。

続きまして、接種の促進についてでございますが、新型コロナワクチンは、国として感染を防止し、収束に向かわせる切り札としての最も重要な事業であるため、国において様々な接種勧奨のための政府広報がなされております。特に接種控えが懸念をされます10代から30代に向けて、政府広報として、サッカー元日本代表の内田篤人氏によるCMがテレビやインターネットで放送をされております。

本市におきましても、より多くの方にワクチンの接種をしていただけるよう、市ホームページや広報ひたちおた、防災行政無線による啓発の他、より若い世代に訴求ができるよう、LINEやツイッターなどのSNSを活用した啓発など、今後も接種勧奨に努めてまいります。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新型コロナ感染症対策の強化についての中の、学校の感染症対策についての4点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校休業中、子どもが学校で学べる対応をとることについてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、現在、9月1日から12日までの期間につきましては、感染拡大防止のため、自宅学習の期間とし、臨時休業としているところでございます。この期間、保護者の皆様方の就労等により自宅での居場所が確保できない児童につきましては、放課後児童クラブを所管する保健福祉部と連携を図りながら、昨年の休業時と同様に放課後児童クラブを受皿として対応しているところでございます。

今後におきましても、学校等を休業せざるを得ない状況になった場合におきましても同様に、子どもの居場所の確保について対応してまいります。

次に、2点目のマスクの支給を行うことについてのご質問にお答えいたします。

コロナ禍にある現在では、新しい生活様式が実践され、マスクを着用することは感染防止のために日常生活の中で欠かせないこととなっております。このようにマスクの着用が日常となり、また、各家庭においてマスクが用意できている現状であることから、改めてマスクを配布することは現時点では考えてございません。なお、マスクの種類につきましては、一人ひとりに合ったマスクを着用するものであると認識をしているところでございます。

次に、3点目の広範な子どもと教職員に無料で抗原定量検査などを実施することについてのご質問にお答えいたします。

幼稚園、小学校、中学校への抗原検査キットの配布につきましては、国からクラスターの大規模化や医療の逼迫を防ぐ観点から、8月26日付で常陸太田市には160回分のキットを配布する旨の通知があったところでございます。児童生徒及び教職員につきましては、発熱等の症状がある場合には自宅で休養することを徹底しているところでございますが、登校後、学校内で発熱等体調を崩した際に医療機関を直ちに受診できない場合においては、教職員または本人及び保護者の同意を得た小学校4年生以上の児童生徒が、抗原検査キットの使用について研修を受けた方の立会いの下、検査キット等自ら用いて検査することを想定しているものでございます。

現時点では検査キットの配送日は未定となっておりますが、今後、使用に当たっては国から示された活用の手引きを基に、医療機関等との連携体制を整えた上で、使用マニュアルを定めて万が一の事態に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、4点目の陽性者が出た場合のPCR検査についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒において陽性者が確認された場合には、これまでも保健所と連携を図りながら、学校側で感染した児童生徒の行動履歴などから同一の学級や部活動、登下校等の状況を確認し、接触者のリストを作成するとともに、リストに登載された児童生徒並びに教職員等に対するPCR検査の実施を保健所に要請し、全員がPCR検査を実施してきたところでございます。

今般、8月27日付で文部科学省から学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応のガイドラインが新たに示されたところでございます。このガイドラインにおいては、これまでの本市の対応と同様に、児童生徒に感染者が確認された場合には、学校において、学校内における濃厚接触者などの候補者リストの作成に協力することが必要であると示されているところでございまして、今後におきましても、このガイドラインにのっとり、万が一児童生徒や教職員に陽性者が確認された場合には、接触者のリストを迅速に作成し、速やかにかつ広範にPCR検査を受けられるよう、適切に対応してまいります。

○川又照雄議長 宇野議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番(宇野隆子議員) 2回目の質問をいたします。

福島原発事故の教訓と原発についての市長の考えを伺いました。私、福島原発事故現場近くまで4回調査に入っておりますけれども、本当に、あまりにも悲惨な状況で、驚くばかりだと。最初は近づけないところまで、ぎりぎりのところまで行きまして、もう本当に息ができないという、

もう空気が放射能で汚染されているというようなことで、大変な状況を見てきております。そういうところで、ひとたび事故が起きたならば、もう10年たっても、4万人以上の方がまだ家に帰れない。農地などはまだまだ汚染されたところもあると。そういう状況の中では、私は避難計画そのものが、先ほど、8キロから10キロというような、まだ未設定の下でということで、伺っているとですね、市長はそういう思いでおっしゃっていないのかもしれませんが、事故後、住民がそういう避難計画がなかったから逃げ遅れたと、このように聞こえてしまうんですけども、そういうことではないと思いますけれども、福島原発事故については、やはりあの悲惨な事故、これを見たら、もう原発は安全じゃないということがはっきりと言えらると思います。もう一度、この辺り、私の誤解もあるかもしれませんが、伺いたいと思います。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 原発の教訓ということに対しては、先ほど避難に関する見地ということで述べさせていただいたとおりでございます、それ以上のことは答弁を差し控えさせていただきます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 原発ですけれども、どのように原発そのものをお考えになっておられますかと伺いましたら、石炭火発、それとか太陽光、あと水力。水力なんていうのは本当に自然エネルギーそのものですが、そういうエネルギーと原発もその一つであると。本当に市長はそうお考えになっておられるのかなど。水力と原発、これは全く比べ物にならないですね。太陽光もそうだと思うんです。太陽光についてはメガソーラーなどもありまして、これから、やっぱりどんどん研究しながら、後の始末ですけれども、そういうこともきちんと研究できるものですね。でも、原発はですね、これはもう科学者も言うておまして、私もそう思いますけれども、水戸地裁でも言うておられます。質が違くと。普通の事故と、科学的に言っても質が違うんだと。やっぱりそこを私は深く、誰も認識していかなければならないと思うんですよね。そのところはですね、ぜひ市長のご認識は訂正していただきたい。水力発電と原発は全く同じものではないと思います。これについてはどのように思われますか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 水力その他火発等と発電をするための仕組みとしては同じだと申し上げておまして、原発と火発、その他のものが同じレベルだということは言うておりません。発電の仕組みの一つだと認識をしておるとお答えを申し上げた次第でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） エネルギーをどこに求めるかということですが、やっぱりこれからは危険な原発を廃炉にしながら、安全な、そしてクリーンなエネルギーをどんどん研究していくと、国もやっぱりそういう構えで推進していくと、私はそのことが大事ではないかと思えます。

原発そのものについては、また、機会のあるたびに質問させていただきたいと思えます。

新型コロナ感染症対策の強化ということで、PCR検査について、これは定期的なPCR検査をということで求めてまいりました。

先ほど1回目の質問でも申し上げましたけれども、なぜPCR検査が必要なのかと、国も全く消極的と、やはり感染の半数が無症状感染であると、これもはっきりしているわけですね。だから、感染を抑止するためにも、PCR検査というのは1回受けたからもう大丈夫だということではないんですよね。ドイツなどはもう週に2回と、子どもは。そういうことで、きちんと必要な財源の裏づけがないとできませんけれども、やっぱりこれは国にきちんと求めていくことも大事だと思うんですね。やっぱり住民に一番近いところにいる市町村がきちんとPCR検査を行うと、かかったお金は国が出しなさいと、こういうことにしていかないと、私はこの感染はいつになっても終息しないと。だからPCR検査を定期的にしっかり行ってほしいということを要望しているわけです。

それで、①ですけれども、医療従事者をはじめとして、医療関係者がほとんどを接種しているということで、接種しているからPCR検査はしなくてもいいんだよと、そういうところも、やっぱり無症状感染者から感染すると。先ほど同僚議員も言いましたけれども、今、2回接種したから大丈夫だと、もう3回目と、こんな話も出ているわけですね、2回接種したからもう絶対かからないということではないんですよね。

それで、ちょっと一つ伺いたいのは、9月に入ってから、9月1日から4日までの間に新型コロナウイルスに感染された方が、報告では11人確認されているわけです。4日間のうちに。そのうち10代が1人、20代が6人、50代が4人と。そのうちの医療従事者がそこに2人いたわけですね。20代が1人、新規です。50代が1人、濃厚接触者と。一般的に言えば、一般の人は20代これから。50代もまだ全員が接種しているわけではありませんけれども、2人とも医療従事者ということなんですけれども、この方たちは、医療機関で働きながら接種が漏れたのか、やらなかったのかということ、その辺を伺いたいと思うんですけれども、どうなっているんでしょうか。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ただいまの医療従事者の関係のご質問にお答えをいたしますが、感染者の情報につきましては県が一括管理をしているところであり、お示ししている内容以上のことは私どもは承知していないところでございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 医療関係者がほとんど。ほとんどというのは、常陸太田市に薬剤師さんもいます、もちろんお医者さん、看護師さん、その他、事務に携わっている人、全てですけれども、そういう方のほとんどというのは何十%、もう接種しているということで捉えられているのかですね。これは常陸太田市で接種しているわけですから分かりますよね。

○川又照雄議長 ワクチン接種推進室長。

○加瀬智明ワクチン接種推進室長 ただいまの質問はワクチンの接種に係る部分ですので、私のほうから答弁させていただきます。

医療従事者、既にご案内のように、先行接種ということで行っております。中には希望をしなかった方も当然いると思いますけれども、99%以上が現在受けているということになると思

います。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 99%もう受けていると。あとはもう受けられないと、何か事情があるのかもしれませんが。そうしますと、今回、9月2日、20代がお1人、50代がお1人と、医療従事者となっておりましたけれども、やはり、そういう方がまだ接種をしないということになれば、これは集団の中での仕事ですから、やっぱり大事なところなので、もう一度、医療従事者が、これはあくまでも希望ですから、それでもやはり、受けないという方が全員接種しているのかどうか、それはきちんともう一度確認をしていただきたい。実際、医療従事者が2人出ているということですから、これは希望者がきちんと接種をされているのかどうか、確認をしていただけますか。

○川又照雄議長 ワクチン接種推進室長。

○加瀬智明ワクチン接種推進室長 医療従事者の接種でございますけれども、これは希望している方の接種については100%先行接種で済んでおります。中には、例えば、初期で妊娠をしていて、受けないというような方もおりましたけれども、先行接種が終わった後も、通常の一般接種でそれを受けている方もおります。ただ、希望しない方まで含めて100%かということ、希望しない方は当然接種をしないということになりますので、希望している方については100%済んでいるという認識でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) そうしますと、医療従事者、医療機関関係者、そういう中で希望をしてない方も当然いるということですね。ゼロではないということですね。

○川又照雄議長 ワクチン接種推進室長。

○加瀬智明ワクチン接種推進室長 当然100%ではないということです。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 次に、(2)若者世代のワクチン接種の状況と促進ということについては、今後も引き続いて、若者たちの得意とするLINE、ツイッター等々を十分活用して接種勧奨に当たっていただきたいと思います。

学校の感染症対策について、朝から学校で学べる体制をつくってほしいということで、前回も休校のときに放課後学童クラブに登録していない子どもさんを受け入れたということでもありますけれども、そのときに何人ぐらいたのか、今回何人いるのか伺いたいと思います。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 お答えいたします。今回9月の臨時休校になりまして、新たに学童クラブというか、見てくれというような申込みがあったお子さんについては2人でございます。

以上でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 学童クラブも太田小なども教室2クラスですかね、今使っている。指導員の方たちは3密ということでは十分細心の注意で当たられていると思いますけれども、学

童クラブへ登録されていない子が10人以上とかいとこれまた大変なことになりますから、そういう場合には支援員を増やすとか、また、空き教室を増やすとかということになるかと思えますけれども、現在、実際には2人ということでした。今のところはそういうことで心配ないということですね。

不織布マスクですけれども、これ、使い捨てということですが、1枚買うと20円から40円します。できれば今後、市の財政の中で、一番は国の財政でやればいいんですが、そういうことで大変なご家庭には不織布マスクの配布、これもぜひ今後ご検討いただきたいと。

それから、布マスク、中にはウレタンマスクもあるんですが、ウレタン楽ですけれども、今、もう医学的にも、医療関係、医者、小児科、そういう方は、一番安全なのは不織布マスクであるというふうにはっきり言われているんですね。布というと空気を通しやすいですから、今、デルタ株というのは空気感染というようなことも言われていますから、やはり先生方にも、それから子どもさんにも、不織布マスクということで徹底して行っていくべきではないかと思えます。布マスクは目が粗いということで、着けていて楽なんですけど。それから当然マスクは駄目だという子どもさんがいるので、そういう子どもさんは、これは無理にはですけど、お母さん手作りの布マスクとか、かわいいマスクもしておりますけれども、やはり不織布マスクが一番安全であるということですので、先生方の中で不織布マスク以外のマスクであれば、やはり不織布マスクにするということで徹底していただきたいと思えます。

〔会場から「議長、整理してください。2回目の質問ですから」と呼ぶ者あり〕

**○川又照雄議長** 宇野議員。

**○18番（宇野隆子議員）** 無料で抗原定量検査の実施ということで、国が配布している抗原簡易キット、これは先ほどご説明もありましたように、どういうときに使うのかといったときに、発熱などで心配されるときに使うんだということで対象がそこに狭まっているわけですけど、抗原キットは割合気軽にできる検査ですから、こういうことも広げていかなければならないと思えます。例えば国から出された抗原キット、簡易キット、これをどこで使うかということなんですよ。当日学校で使うようになったときに、まず医者に行く前にこれは使うんだよと先ほどありましたけれども、抗原キットの検査をする場所、それとか防護具ですね、こういうことがないということで非常に問題視されているわけなんですけれども、例えば鼻でやれば、くしゃみが出るとつばきが飛ぶとあってあるんで、やっぱりきちんとした検査をする場所をつくら。このことについては、先ほど、いろんな課題については検討していくということで、ガイドラインもあるので、そういうことでも行われていくんでしょうけれども、どこの場所で検査するのか、これらについてももしっかり準備をしておいていただきたいと思えます。

大きい3項目の国保税についてですけれども、シミュレーション等々について分かりました。

そこで、シミュレーションですけれども、支払い準備基金の活用について大きな負担にならないように基金の活用を図っていくということで、それで2020年度の決算見ますと、年度末現在高で、約6億8,300万円になります。これは21年度になるともっと基金が積み上げられるんだと思えますけれども、この多額の基金をシミュレーションでどういうふうに充てていくのか、

活用、基金の崩し方、これについてお考えを伺います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 基金の活用方法についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のように、令和2年度末の国民健康保険支払準備基金残高につきましては、約6億8,000万円となっております。国保運営を安定的に持続するため、全ての基金を活用することはできませんが、令和4年度から2年間または3年間など、段階的に基金を活用いたしまして、激変緩和を図っていきたいと考えているところでございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 今でも高過ぎる国保税が2方式になったときに、国保税が一体どうなるのかと。税が。大きな負担になるのか。資産割りがなくなるから、高齢者の方には限らず、負担が軽くなる方もいるかもしれませんけれども、今でも高い国保税を、例えば引き下げていくのに、本市でも一般会計から繰入れを行っておりますけれども、シミュレーションの中では、この一般会計を一定額繰入れた中でシミュレーションを行っているのかどうか、この点について伺います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、市では県の運営方針をもとに、令和4年度からの2方式移行を目指し作業をしているところでございますが、今回の税率改正におきましては、国保会計の健全な財政運営のための財源確保と併せて、一般会計からの繰入れの削減や解消、また基金の保有状況等、総合的に検討を図っていく必要があると考えております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） そうしますと、今4方式の中で一般会計から繰入れを行っておりますけれども、国は一般会計から入れるなど、このように言っていましたけれども、厚労省がですね、それではあまりにも自治体のやり方に介入することではないかと。そういうことで、2方式になっても、一般会計からの繰入れ、駄目だとは言っていないんですね。それぞれの市町村の独自の考えでやってもよろしいというようなことを言っています。それじゃあ、今行われているシミュレーションの中では、一般会計からの繰入れってある程度の額を想定しながら、これはやらないということなんでしょうか。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 現在、試算の段階にございますが、さまざまなシミュレーションをさせていただいている状況でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） ちょっとここは大事なところなんです、やっぱり一般会計からの繰入れがあるのか、ゼロにするのかということでは、大きく保険税に関わってくるわけですね。ですから、全くシミュレーションに入れられないというのであれば、もう一般会計から入れられないということになりますけれども、もう一度ご答弁いただければと思います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 現在、市では県の運営方針の下、一般会計からの繰入れについては解消すべきものとされておりますので、それに基づいて試算を重ねているところでございます。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。終了1分前です。

○18番(宇野隆子議員) 分かりました。最後になりましたけれども、コロナ感染対策として、毎日毎日緊張しながら、大変な中で仕事をされている職員の皆様には本当にお礼申し上げます。

また、市民の方も本当に毎日ですね、緊張と不安の連続で暮らしているということですね、迅速に、ワクチン接種をよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○川又照雄議長 終わります。ここで休憩します。

午後2時01分休憩

---

午後2時05分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 登壇]

○6番(深谷渉議員) 6番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、盛土の対策強化についてでございます。

県の土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例と、本市の同条例に基づいた土地の埋立て等の許可についてお伺いをいたします。

初めに、県と市のこの条例の相違点及び本市内での県による許可件数と市の許可件数についてお伺いをいたします。

今年7月、静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害は、これまでに26人の尊い命が奪われ、依然1人が行方不明となっております。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

今回の災害では、崩落の起点にあった不適切に処理された盛土が被害を拡大させたと見られております。再発防止には、自治体や関係府省と連携した全国総点検を速やかに実施し、危険な盛土の実態を明らかにすることが重要として、全国総点検が行われております。

建設現場で発生する瓦礫や木くずの場合は、国の「廃棄物処理法」で収集、運搬から最終処分まで厳しく管理されております。しかし、建設残土は、これまで規制の対象ではなく、リサイクル資源の一つとみなされてきて、国による規制はございません。したがって、地方自治体の条例による規制が重要となってまいります。

地方自治研究機構によりますと、盛土の崩落を防ぐ規制の条例を設けているのは21府県372市町村を数えるにとどまっております。したがって、条例のない自治体や条例の規制が緩やかな自治体に残土が持ち込まれやすい現状もあると聞いております。

茨城県に条例が制定されているかを調べてみますと、県として土砂等による土地の埋立て等の

規制に関する条例があり、また、県内の全市町村に同様の条例があり、土地の埋立て等の規制をしております。これは全国でも数少ないと思います。

そこで、県の条例と本市の条例にどのような相違点があり、規制をしているのかをお伺いをいたします。また、今までの本市内において、県の条例による許可件数と市の条例による許可件数について、場所等も含め、具体的にお伺いをいたします。

次に、残土等の盛土が崩壊するのを防ぐため、排水設備等を含め、未然に危険防止をする対策が必要と考えますが、現在の対策をお伺いをいたします。

また、違法な埋立て、盛土の早期発見等ができる対策についても併せてお伺いをいたします。

次に、猛暑対策でございます。

猛暑から市民を守る対策について、本市の熱中症予防対策の現状についてお伺いをいたします。

人間が招いた異常気象、その猛暑による熱中症から住民の命を守ろうと、各自治体は、大枠、次の4つにわたって、それぞれが喚起の対策を行っております。

1つとしては、防災無線やケーブルテレビ等、訪問による熱中症予防の注意喚起をする取組、2つ目が広報、イベント等を活用して熱中症予防の注意を喚起する取組、3つ目が熱中症予防のための物品を配布する取組、4つ目が避難場所を設置する取組などがございます。

本市でも熱中症の対策を行っておりますが、今まで行ってきた熱中症予防対策について具体的にお伺いをいたします。

次に、高齢者の命を守るためにエアコン設置費用の助成についてのご所見をお伺いをいたします。

総務省消防庁の調査によりますと、7月に熱中症で救急搬送された人数は茨城県において524人で、昨年何と4.6倍と大幅に増えております。搬送された方で65歳以上の高齢者はそのうち292人で、全体の約6割を占めております。コロナ禍であり、自宅にとどまることが多いことがあるからでしょうか。発生場所は居住が5割近くと多く、全国ではエアコンを設置していない室内での高齢者が死亡する事例もございました。

このような状況から、住民の命を守ろうとエアコンの購入費を補助する事業を始めた自治体が増えてきております。県内でも古河市、つくばみらい市、筑西市、境町などがエアコン購入費の助成を行っております。対象者の条件は自治体によって違いますけれども、先ほどの救急搬送の状況から、多くの自治体が高齢者を対象としております。

そこで、本市としてエアコン購入費の助成事業に対して、導入を含めて、そのご所見をお伺いをいたします。

3つ目は、無人航空機ドローンの活用についてでございます。

無人航空機ドローンの導入の利用目的と活用方法についてお伺いをいたします。

ドローンとは無人航空機の一つで、具体的には、人の乗ることのできない航空機のうち、遠隔操作または自動操縦により飛行することができる重量200グラム以上のものを言います。今後この重量200グラムは100グラムに改正が予定されているそうでございます。

私が言うまでもなく、ドローンはテレビなどでよく見られる空撮、空からの撮影で用いられる他、災害救助や生態確認、輸送物流、インフラ点検、学術調査、防災、測量、不法残土調査、事

故や火災現場等々、各種イベント、PRなど、活用が年々拡大しております。

このドローンであります。本市では、今年度、建設部内での導入が予定されております。ほかの市町村では、消防関係や防災関係での導入が先行する事例や、また、庁内で横断的に組織立ってチームが結成されて運用を開始している自治体もございます。本市が建設部内での導入を先行したという形は珍しいことだと思います。

そこで、今回の導入に当たって、その利用目的、利用方法について具体的にお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

**○川又照雄議長** 答弁を求めます。市民生活部長。

〔磯野初郎市民生活部長 登壇〕

**○磯野初郎市民生活部長** 盛土の対策強化について、(1) 県の土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例と本市の同条例に基づいた土地の埋立て等の許可についての2つのご質問にお答えいたします。

1つ目の県と市の条例の相違点及び本市内での県による許可件数と市の許可件数についてでございますが、市の条例におきましては、事業区域の面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満である事業が許可対象となり、5,000平方メートル以上の事業は県の許可が必要となります。また、市の条例におきましては、事業に用いる土砂については茨城県内から発生したものであることと規定し、他県からの搬入を禁止しております。

次に、件数でございますが、平成24年度以降、県の許可件数は、金井町の1件、市の許可件数は、平成24年度に新宿町と亀作町の2件、平成25年度が、町屋町の1件、令和2年度が天神林町の1件で、計4件となっております。

次に、2つ目の残土等の盛土が崩落する災害を未然に防止する対策と違法な埋立て、盛土の早期発見等の対策についてでございますが、残土等の盛土が崩落する災害を未然に防止する対策といたしましては、条例施行規則において技術上の基準を定めております。内容といたしましては、埋立て等の高さは10メートル以下とすることや、高さ5メートル以上である場合は5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、雨水等によるのり面崩壊を防止する排水溝を設ける等の措置が講ぜられていることと定めております。

違法な埋立て、盛土の早期発見等の対策といたしましては、茨城県において、本年4月から不法投棄等機動調査員10名を任用し、不法投棄及び不適正残土事案に対する監視指導体制の強化を図っており、そのうち県北地域担当2名の調査員が夜間を含め週4回パトロールを行っております。

市におきましても、月2回、環境政策課職員による夜間パトロールを実施しているところであります。違法な埋立てが発生した場合には、茨城県及び茨城県警、関係機関と連携した対応をとってまいりたいと考えております。

**○川又照雄議長** 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 猛暑から市民を守る対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本市の熱中症予防対策の現状でございますが、本市では、最高気温が30度を超えることが予想される日の午前9時から10時頃を目安に、防災行政無線により熱中症の予防について周知を行っているところでございます。内容としましては、新型コロナウイルスの影響も考慮して、屋外でマスクを外すときは2メートルの距離を空けることや、小まめな水分補給、室内で熱中症になることもあるため、エアコンの使用についても促しているところでございます。

なお、今回におきましては、7月12日から8月末までに28回の放送を行っております。

その他、広報ひたちおた6月号においても、新型コロナウイルス感染症と熱中症対策についての記事の掲載、市のホームページには、熱中症予防の特集を環境省の内容も含めて掲載しております。

また、子どもや成人の検診時の保健指導や、現在は休止しております高齢者教室等において、保健師から個別に熱中症予防のポイントについてリーフレットにより説明し、注意を促しているところでございます。

今後におきましても、気象予報に留意し、引き続き防災行政無線、市ホームページ、各種検診等を通じまして、市民に対し熱中症の予防に関する注意喚起啓発に努めてまいります。

次に、高齢者の命を守るためにエアコン設置費用の助成についてのご質問にお答えをいたします。

まず、市内の熱中症の状況でございますが、エアコン設置の有無までは確認はしておりませんが、本年度は8月末までに、自宅の居室内におきまして熱中症の症状もしくは熱中症の疑いにより17名の方が救急搬送されており、このうち65歳以上の高齢者の方が14名でして、全体の8割を占めております。前年度は19名の方が救急搬送されており、このうち65歳以上の高齢者の方が18名でして、いずれも高齢者の方の占める割合が高い状況でございます。

これまで高齢者の生活実態につきましては、地区の民生委員児童委員が年2回実施しております高齢者ニーズフォローアップ事業や、老人クラブ会員が安否確認活動を目的として実施しております高齢者ふれあい活動事業、地域の身近な相談窓口であるお年寄り生活相談センターなどからの情報により、高齢者の生活状況や健康状態等を具体的に把握するとともに、その実情に合った支援につなげているところでありまして、引き続き、高齢者が置かれている環境に注意を払いながら、安全安心に在宅生活を送ることができるよう進めてまいりたいと考えております。

近年の猛暑においては、室内においても熱中症になる可能性が高まり、特に高齢者にとっては危険な状態になることが考えられます。市に報告された高齢者の情報の中には、エアコンが設置されていても使用を控える方もおられると聞いておりますことから、室内の熱中症対策としてエアコンの活用について呼びかけ啓発を行うとともに、県内においては4市町が高齢者世帯へのエアコン設置費用の助成を行っているところでございますが、まずは高齢者世帯のエアコン設置、使用状況などの把握に努め、必要に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

○古内宏建設部長 無人航空機ドローンの導入後の利用目的と利用方法についてのご質問にお答えいたします。

導入後の利用目的でございますが、市道や道路附属施設の管理、災害時の対応など、様々なシーンにおいて迅速かつ俯瞰的に把握するツールとしてドローンを利用することを目的に、11月頃に導入する予定でございます。

次に、具体的な活用方法としましては3つございます。1つ目は、道路関係としまして、道路維持のための俯瞰的映像による点検や危険箇所での点検、橋梁の橋脚、橋台の簡易的な日常点検、長大なり面であるモルタル吹きつけ箇所やコンクリートのり枠箇所のクラックなどの状況確認に活用できること。2つ目は、災害関係としまして、発災時における状況の把握や河川の水位、護岸の状況確認、被災した箇所の災害仮復旧における手法の考案など、迅速な対応に寄与できること。3つ目は、用地管理関係としまして、道路管理における危険箇所の把握や急傾斜地などでの境界確認や状況確認などへ活用できること。以上の3つを考えているところでございます。

今後につきましては、庁内において様々な活用シーンを想定検討しながら、幅広い使途を探ってまいります。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番(深谷渉議員) ただいまご答弁、大変ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

初めに、盛土の対策強化でございます。

緊急点検といたしまして、本市でも法令上の盛土と、また、それ以外の部分も点検されたということをお聞きしておりますけれども、危険箇所等はございますでしょうか。

○川又照雄議長 市民生活部長。

○磯野初郎市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。今回の点検につきましては、県のほうで緊急点検を実施しておりまして、市内におきましては1か所を点検しておりまして、特に問題ないということで結果をいただいております。

また、市においても、その他の許可したところについて点検しておりまして、特に問題ないと考えております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。施行規則の中に高さ10メートルまでということで規制がございます。結構きつい規制なのかなと思いましたが、調べてみますと、大阪の箕面市などは、この規制、最近変えまして、5メートルに制限されているということでございます。また、土地所有者の責任についても明確化して、事業計画の提出を義務づけているというような強化を図っているところもございます。

答弁は結構でございますけれども、今後、そういった施行規則の再度見直し等をしていただいて、強化につなげていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、猛暑対策についてお伺いいたします。

先ほども述べましたように、全国的にも本市同様に各種放送や訪問による熱中症予防の注意喚起の取組等はされております。それが中心になってくるのかなと思っております。来年の夏に向けて、新たな取組のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 来年の夏に向けて新たな取組についてのご質問にお答えをいたします。

現在はコロナ禍のため、イベント等も中止となっており、積極的な取組ができておりませんが、次年度、この状況が落ち着きましたら、現在休止しております市内各地域での高齢者教室時に保健師から熱中症予防のリーフレットを使用しての個別に注意を促したり、各種イベントにおいてリーフレットを配布するなど、進めてまいりたいと考えております。また、民生委員児童委員さんが高齢者宅を訪問する際に、熱中症予防のチラシを配布していきたいと考えております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。さらなる強化をですね、この暑い日というのはまだまだ来年も続くと思っておりますので、ぜひともよろしく対策の強化をお願いしたいと思います。

次に、高齢者世帯のエアコン設置でございますけども、先ほどの答弁の中で、高齢者世帯のエアコン設置の使用状況などの把握に努めるということでおっしゃってございました。この把握方法というのは何かお考えがございますでしょうか。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 高齢者世帯のエアコン設置や使用状況などの把握の方法についてのご質問にお答えをいたします。

独り暮らしの高齢者や高齢者世帯の一部を対象にしたコロナ禍における生活状況についてアンケート調査を実施し、その中でエアコンの設置や使用状況などを把握してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともそういったことを鑑みながらですね、エアコン設置の状況を鑑みながらその補助対象も必要になってくるのかの検討をぜひともしていただきたいなと思っております。

また、一つ提案なんですけども、高齢者ニーズフォローアップ事業の中にチェック項目があると思うんですけども、そのチェック項目の中に猛暑対策の部分を入れ込んで、各民生委員の方に、そのチェックを注意して今後回っていただけるような形であればいいのかなというふうにも思っておりますので、ぜひご検討のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、ドローンの使用方法でございます。

石岡市なんですけども、現在、ドローンを有効活用したまちづくりということで推進をしております。身近な市なのでちょっと調べてみますと、市の職員による部署横断的なパイロットチームを結成いたしまして活動を展開しております。当然、県内としては初の試みということでお聞きしておりますけども、このドローンを災害や防災に活用するというケースだけじゃなくて、部署を問わずに結成することで、多方面の利用ができると。それこそ、先ほど申しましたように、

市のPRから、災害はもちろん、インフラの整備とか、あと、環境調査、耕作放棄地の調査等々に活用しているということでございます。

そしてまた、メンバーは公募で募って若手中堅の市の職員が22名で、このうち3名が県内の民間研修機関で民間の資格取得のレベルのドローン操作技術を習得して、そして、ほかのメンバーへの指導もしているということでございます。市長が任命書をきちっと手渡しまして、それで意識向上につなげているということでございます。

そういった取組もでございますので、先ほど私が一番聞きたかった、建設部内だけの使用、中で災害もございましたけれども、やはりもう少し幅広くということで、最後に、今後についての庁内において様々なシーンを想定して検討しながら幅広い用途を探ってまいるということで答弁をいただきましたので、ぜひともその辺の検討をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

---

○川又照雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日は休会とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって明日は休会とすることに決しました。

---

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月9日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時31分散会